

## 決算特別委員会 会議録

開催年月日	令和5年9月21日（第2回）											
開催の場所	湖西市役所 議場											
開閉会時刻 並びに宣告	開 会	午前 9時30分			委員長	土屋 和幸						
	閉 会	午後 3時10分			副委員長	菅沼 淳						
出席並びに  欠席議員  出席 15名 欠席 1名  〔凡例〕 ○は出席を示す ▲は欠席を示す ●は公務欠席を示す	議席	氏名		出欠	議席	氏名		出欠	議席	氏名		出欠
	1	相曾 桃子		○	7	滝本 幸夫		○	14	竹内 祐子		○
	2	山本 晃子		○	8	三上 元		○	15	荻野 利明		○
	3	寺田 悟		○	9	福永 桂子		▲	17	神谷 里枝		○
	4	山口 裕教		○	10	菅沼 淳		○	18	二橋 益良		○
	5	柴田 一雄		○	11	土屋 和幸		○				
	6	加藤 治司		○	13	佐原 佳美		○				
説明のため	別紙											
出席した者の												
職・氏名												
※は別室待機を示す												
職務のため	局 長	山本 信治		書 記	戸田 匡哉							
出席した者の	次 長	木下 靖典		書 記	白井 麻貴							
職・氏名												
会議に付した事件	議案第86号 令和4年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について											
会議の経過	別紙のとおり											

委員外議員：馬場 衛、楠 浩幸

市長	影山 剛士	新居支所長	尾崎 修
副市長	山本 一敏	所長代理兼地域係長	富田 謙治
副市長	鈴木 典之	危機管理課長	吉原 淳
総務部長	田内 紀善	安全まちづくり係長	佐々木貴紀
環境部長	石田 裕之	文化観光課長	白井 保司
企画部長	安形 知哉	観光係長	稲垣 慎介
健康福祉部長	袴田 晃市	環境課長	牧野 悦次
こども未来部長	鈴木 祥浩	課長代理兼環境係長兼脱炭素推進係長	近藤 靖
市民安全部長兼危機管理監	山本 健介	廃棄物対策課長	石田 千博
産業部長	太田 英明	課長代理兼廃棄物係長	野口 修平
都市整備部長	小倉 英昭	施設係長	坂上 稔
教育長	渡辺 宜宏	こども政策課長	長田 裕二
教育次長	鈴木 啓二	こども政策係長	尾崎 威志
消防長	山本 浩人	こども未来課長	野原 千鶴
財政課長	松本 圭史	家庭児童相談係長	岡部 亜紀
課長代理兼財政係長	外山 弘之	発達支援係長	山下 貴子
税務課長	山本 勝久	子育て応援係長	市川由紀子
収納係長	藤田 和之	地域福祉課長	松山智次郎
資産税係長	小池 文紀	課長代理兼福祉総務係長	水谷 智行
総務課長	木和田宏美	保護係長	河合 雄介
課長代理兼人事係長	高瀬 光春	障害福祉係長	高橋 美咲
企画政策課長	馬淵 豪	健康増進課長	小野田剛士
課長代理兼企画政策係長	杉本 周平	健康政策係長	辻村 圭一
定住促進係長	吉田 真帆	健康づくり係長	高須永味子
DX 推進課長	山本 敏博	高齢者福祉課長	阿部 祐城
DX 推進係長	岸 大樹	課長代理兼介護保険係長	竹内 通晃
資産経営課長	藤井 公和	建築住宅課長	池谷 昌彦
資産経営係長	三浦 梨紗	建築住宅係長	宇佐美真一
秘書広報課長	内山 浩二	都市計画課長	匂坂 隆拓
秘書広報係主任	横島小百合	課長代理兼都市計画係長	杉山 充宏
市民課長	豊田 雄一	教育総務課長	戸田 昌宏
課長代理兼市民係長	土屋 隆浩	課長代理兼総務係長	仲本 真武
協働共生係長	小林 景子	幼児教育課長	岡部 考伸
保険年金課長	佐原 敬	幼児教育係長	古畑 孝祐
後期高齢者医療係長	榊原 弘美		

# 決算特別委員会会議録

令和5年9月21日（木）

湖西市役所 議場

湖西市議会



〔午前9時30分 開会〕

○菅沼副委員長 おはようございます。決算特別委員会に御参集をいただきまして誠にありがとうございます。

本日よりの開催に当たりまして、皆様には慎重なる御審議をよろしくお願いをいたします。

それでは委員長、開会をお願いします。

以上です。

○土屋委員長 改めましておはようございます。

まず、御報告をいたします。

馬場議長が、委員外議員として当委員会に同席されていますので、御報告をいたします。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会をいたします。市長がお見えですので、御挨拶をいただきます。お願いします。

〔市長 影山剛士 登壇〕

○影山市長 改めましておはようございます。

連日の議会のほう、御審議をいただきましてありがとうございます。一般質問から議案・補正予算とも可決をいただきましてありがとうございました。こちらの可決いただいたものは、速やかに補正予算の執行を含めてカーボンニュートラルなど職住近接に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。今日からは決算委員会ということで、皆様に予算の執行の結果というものをまた御審議をいただきながら、来年度以降のこういった職住近接、湖西市の持続可能な未来に向けて、またよりよい形で改善を進めていけたらというふうに考えております。

当然、もう行政的にはどうか、来年度、令和6年度の予算に関しても弾込めは始まっておりまして、サマーレビューですとか毎年公表させていただいている予算編成の基本方針のほうも今集めているところでありますけれども、やはり全体的にいうと非常に財政的には厳しいことには変わっておりません。コロナ禍から何とか税収の回復基調にあるとは言っても、なかなかやっぱり物価の高騰、何をするにもやっぱり相当1.5倍から2倍近くのお金がかかっている、10でできると思っていたものが今20近くかかっているような、そんな同じことを1つやるにもどうしても金額がのしているという状況は御理解をいただければと思いますし、公共施設が、もうこれは御審議の中にもあったとおり、もう目白押しで今学校再編もそうですし、給食センター、消防防災センター、そしてこの市役所、その後湖西病院もそうですし、それ以外の複合施設も含めてもうこれから5年か10年はこういったハードに関しての、どこの市町村もそうですけれども、建て替え、建て直し、複合化というものがつまっておって、その中でなかなか裁量権とか投資の経費というのは自由度がないのが本音ではありますけれども、その中でも工夫をしながら、例えばソフト事業といったようなアイデアですとか、予算額はともかくとしても中身をしっかりと新しくしたり改善していったり、新しいことを生み出していくといったことを工夫して積み重ねていかないといけないかなと思っております。

そのためにも、やはりこういった一つ一つの事業を検証しながら改善につなげていくというのが大事だと考えておりますので、ぜひこの数日間になろうかと思っておりますので、決算委員会に関しましても、前向き・建設的な御議論をお願いをできればというふうに思っております。

以上申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞ、決算委員会もよろしくお願いをいたします。

以上です。

○土屋委員長 ありがとうございました。

決算特別委員会の円滑な進行・運営について委員の皆様をお願いを申し上げます。質疑は、通告されたものについて行います。通告されていない質疑については、答弁の中で新たな疑義や確認すべき事項が生じた場合に限り質疑ができるものとなります。重複した質問内容がございます。質疑は通告の届出順となりますので、後に発言される委員におかれましては、必要に応じて取下げをするなど御対応をお願いいたします。

決算特別委員会は、一般質問の場でなく決算審査の場でございます。委員の皆様も、決算審査の趣旨をよく御理解

の上、逸脱した発言がないようお願いをいたします。また、各委員は意見や要望の発言を控えていただき、発言が長時間とならないよう、簡潔明瞭をお願いします。再質問は、質疑の答弁に疑問点がある場合に述べるものでありますので、答弁されていない内容の再質問は行わないようお願いをします。会議中におきまして、答弁者の入替えや質疑内容により資料収集の関係で職員が異動・離席することを容認いたします。

以上、申し上げた内容に御留意いただきますよう、よろしくをお願いをいたします。

本日は、歳出の4款を終わるまでを目標としています。慎重かつ円滑な進行に御協力をお願いします。

なお、9番福永桂子委員より、本日より2日間欠席の旨の連絡をいただいておりますので、この間におきまして福永委員から通告されております質疑は行いません。

それでは、歳入から審査に入りますので、関係する職員の座席の入替えをお願いします。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時37分 休憩

---

午前9時39分 再開

○土屋委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

本委員会に付託されました議案第86号令和4年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑は通告した順に一問一答式にてお願いします。答弁する際には、質疑内容を繰り返すことなく直ちに御答弁をお願いいたします。質問者は、質疑通告一覧表左端の番号と質問対象を発言し、質問に入ってください。

答弁される職員の皆様をお願いします。質問についての的確にはっきり答弁していただきますようお願いをします。また、答弁において職名を述べる必要はありません。質問の復唱もしないように御注意ください。なお、事前に答弁資料の配付について求められておりますので、これを許可しております。答弁資料につきましては、あらかじめ議席に配付してありますのでよろしくお願いをします。

最後に、マイクは事務局で一括操作しておりますので、スイッチに触れることなく発言をお願いをいたします。

これより質疑に入ります。

それでは、歳入1款市税について1番、加藤委員をお願いします。

○加藤委員 1款1項1目1節の現年課税分ですが、歳入未済額が前年より増加している理由を伺います。

○土屋委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。

令和4年度、市民税現年分の収入未済額は、令和3年度と比べて1,139万6,121円の増額となっております。増加の理由としましては、滞納者が令和3年度816人に対し、令和4年度は976人と160人増加したことによりです。滞納の理由につきましては、個人住民税は前年所得に対して課税されるものであるため、雇用が不安定な滞納者が仕事を辞めた後、新たな就労先を見つけられなかったり、就労時間が減るなどして収入が減少したことにより納税ができなくなった方が増えたことが原因と考えております。

以上です。

○土屋委員長 いいですか。加藤委員。

○加藤委員 160人ほど滞納者が増えたというふうに今答弁ありましたけども、やっぱり振れ幅としては通常よりも大きかったですか。通常というか例年よりも。

○土屋委員長 税務課長どうですか。いいですか。

○山本税務課長 少し確認します。

160人増加したということになるものですから、人数的には少し多めの人数が滞納していると思われます。

○加藤委員 了解しました。

○土屋委員長 2番、竹内委員お願いします。

○竹内委員 2番、不納欠損の理由と今後の対策を伺います。

○土屋委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。

個人市民税の不納欠損額は154件で、634万2,226円です。不納欠損につきましては、1つめに財産及び資力がなく、生活困窮等で資力の回復が見込めないケース。2つめに本人の所在が不明。出国などで滞納処分できる財産が見つからないケース。3つめに本人死亡、相続放棄や法人の破産などのケースであります。これらのケースについて、おおむね3年から5年の期間を経て状況に変化が見られない場合に、時効等による不納欠損の処理をしております。今後の対策としましては、電話や臨戸訪問などによる聞き取りと併せて定期的な財産調査を進め、処分可能な財産があれば滞納処分を引き続き強化して実施してまいりたいと思います。

一方で、納税者の納税能力の把握をした上で、徴収可能な滞納者と執行停止する滞納者の切り分けを的確かつ迅速に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 3年から5年の時効処分をやっていくということで、今回はどうだったんですか。3年の方がいらっしゃるのか5年なのか。

○土屋委員長 税務課長、どうですか。

○山本税務課長 お答えします。

執行停止後3年経過したものと、時効、おおむね5年の時効になるんですが、執行停止をしている間に5年を迎えるケースもあるものですから、その数と合わせて報告させていただきます。不納欠損、執行停止後3年経過による不納欠損の件数につきましては76件でございます。時効消滅による不納欠損の件数は59件でございます。そのほか、死亡等による不納欠損が19件でございます。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 もう一ついいですか。臨戸訪問などをしながら頑張ってやっていただいていると思うんですけども、やっぱりこの中で分納ができる方たちというのはやっぱり見つけ出すことはできるんですかね。

○土屋委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。

納付が続いている場合については、それが納付の意思があるということで不納欠損の対象からは外れてしまう形になります。納付がどうしても途絶えてしまった後で、こういった不納欠損の対象となるものでございます。

○竹内委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 3番、神谷委員お願いします。

○神谷委員 3番、同じく滞納繰越分であります。

収入未済額が5,208万4,457円の件数と理由をお伺いします。

○土屋委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。

令和4年度市民税滞納繰越分の収納未済件数は797件分です。収納未済となる主なケースとして、1つは就労のために頻りに勤務先や住所を変更する派遣職員や期間社員等の非正規就労者であって、就労状況の把握や財産調査が困難な人です。もう一つは、納税意識が薄く生活習慣が異なる外国人です。このような滞納者の多くは、収入が少なく貯

蓄等の財産もないため、収入未済となる要因になると考えております。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 就労先が変わったりということですが、就労先にそういう旨連絡して対策を進めていくということ  
は取り組まれてはいないんですかね。

○土屋委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。

納付につきましては、随時徴収を担当する職員が滞納する者に対する催告や財産調査を行っておりまして、随時滞  
納処分等を行っております。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 結構です。

○土屋委員長 4番、お願いします。

○神谷委員 同じく4番、滞納繰越分です。

収入未済額の件数と理由をお伺いします。

○土屋委員長 税務課長お願いします。

○山本税務課長 お答えします。

令和4年度、固定資産税滞納繰越分の収入未済件数は159件です。内訳としましては、過去からの未納が長期間累積  
しているケースが多く、既に差押え等の滞納処分や執行停止の状態となっているものや、分割納付により納付管理中  
であるものが主なものでございます。

以上です。

○神谷委員 終わります。

○土屋委員長 5番、二橋委員。

○二橋委員 5番、現年課税分の、固定資産税現年課税分における新築家屋はどれだけあるか。基本的には令和3年  
の対象になるものですから、ちょっと時期があれなんですけども、とりあえずこの課税分でお願いします。

○土屋委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。

固定資産税の現年課税分における新築家屋につきましては252棟で、そのうち新築住宅数は200棟でございます。

以上です。

○土屋委員長 二橋委員。

○二橋委員 また、次の質問でちょっと併用して聞きたいものですから、これでこの項はいいです。

○土屋委員長 6番お願いします。

○二橋委員 6番、同じく都市計画税での新築家屋はどれだけあるかお願いいたします。

○土屋委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。

都市計画税現年課税分における新築家屋数は151棟で、そのうち新築住宅数は122棟でございます。

以上です。

○土屋委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、ここでは都市計画税になってしまうんですけども、なぜこれを聞きたいかというのはこ  
の2つを聞くことによって、今市長が盛んに言う職住近接。人口増のためにどういう傾向になってるかということ



ちょっと聞きたいもんですから、そうすると市街化区域では152棟、新築が。全体では252棟という、100棟は調整区域内ということで、ちょっと予想外だなと思うのは、やはり人口増を狙うには新しく住んでいただく方が都市計画区域に建てていただくというのは原則だと思うんです。調整区域というのは、やはりそれだけの資産があって、そこに在籍している子孫が建てていくというパターンが多いもんですから、ちょっと人口増には今の政策としては合っていないんじゃないかなと思うんですけど。これ担当じゃないもんですから、一応こういう数値的な現状を見て事業を展開していただきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

○土屋委員長 それでは、6番はいいですか。

○二橋委員 いいです。

○土屋委員長 1の市税について通告された質疑が終わりました。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 ありがとうございます。

それでは、以上で市税の質疑を終わります。

2款から10款までの質疑通告はありませんでした。よって、この款の質疑は終わります。

次に、11款地方交付税について。

7番、二橋委員お願いします。

○二橋委員 7番の質問ですけれども、普通交付税の現年での理由、要因というか、分かりましたらお願いします。

○土屋委員長 財政課長。

○松本財政課長 お答えします。

普通交付税ですけれども、前年度より7,506万5,000円減額となりました。この主な要因ですけれども、交付税の算定において市民税の部分、所得割と法人割、この算定額が増額となり算定の中での基準財政収入額が増加しました。これによって、需要額と収入額の差が縮まり、その結果減額という形になりました。

以上です。

○土屋委員長 二橋委員。

○二橋委員 減額はともかく、いつも気になるのはやはり交付団体という1つのレッテルがあって、せっかく湖西の市民が一生懸命税金を支払っていただいても国税が返ってこないという現状じゃないかなと思うんですけど、これについて当局としてはいろんな要因を考えて、対策というのはどんなふうに練ってるのか。本来なら戦略としてそこが必要じゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○土屋委員長 財政課長。

○松本財政課長 交付税につきましては、全国の地方公共団体の財源の不均衡を是正するための制度ですので、国のほうが公平な算出の下、交付税を算出しております。湖西市におきましては、収入額が他の自治体より比べて大きい状況となっておりますので、不交付団体となる形になります。なかなか交付税が不交付団体という状況ですので、収入のほうどうやって増やしていこうということで各施策が打たれており、収入を上げていく施策ですね。ものづくりにしても企業誘致をして、後々税を増やしていくというそのような形をとりながら財源の確保を目指しております。

以上です。

○土屋委員長 二橋委員。

○二橋委員 ちょっと細かい話になるけども、普通交付税の算出というのはもうずっと変わってないのか、時々には変更があるの。どうなの。

○土屋委員長 財政課長。

○松本財政課長 お答えします。

普通交付税の算出は、先ほども言いましたとおり地方交付税法の規定により算定します。ですので、国のほうが合理的かつ妥当な水準にある財政需要を算出することと、あと合理的に測定するために収入についても財政力をそれぞれ自治体の標準的な税収入の一定割合を出すように計算をしております。交付税につきましては、各年度どのような伸び方をするかというのは、全国的な動きを十分精査をした中で算出係数を出してきます。補正係数が測定単位の数値をかけるということで、補正係数のほうも十分国のほうが調整をしながら出した結果できますので、毎年同じ数字ではなくて補正係数でこの年はこういう部分を増やそう、こういう部分を減らそうという形も含めながら計算されていくものです。

以上です。

○土屋委員長 二橋委員。

○二橋委員 一番懸念するのは、やはり交付税対象になる算出の中でも、やっぱり人口が一番ウエイトを占めてると思うんだけど、これから心配されるのは公共インフラで学校が減っていくというようなことから、要するに不交付団体をどんどん増長するような傾向になるんじゃないかという心配があるんですけども、どうなんですか。

○土屋委員長 財政課長。

○松本財政課長 まず、交付税の算定の中の今言いました基礎的な数字。確かに人口はあります。ですけども需要、行政経費に何がかかるかといえば道路管理もそうですし、今言われました学校についてもそうです。道路管理等につきましては、道路の道路台帳を使って面積とか延長が基礎となります。学校についても児童生徒数それから学校数というところでどのような需要があるかというのは、その学校数や児童数、先生の数をベースにして考えていきますので、それは国としてはそれだけ数があれば相対した需要額になるようにしています。

あと、整備をする上で借り入れた借金ですね。起債についても義務教育で整備をしたものの補助金の裏につくような借金については、起債についてはもちろん算定の中の項目として含まれて、その償還についての部分は需要額として算入されます。

以上です。

○二橋委員 そういう懸念があるということだけ指摘しておきます。

終わります。

○土屋委員長 11款地方交付税について通告された質疑は終わりました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 以上で、11款地方交付税の質疑を終わります。

12款及び13款の質疑通告はありませんでした。よって、この款の質疑は終わります。

次に、14款使用料及び手数料についてに入ります。

8番、神谷委員。

○神谷委員 8番、道の駅潮見坂使用料についてであります。

当初見込額2,100万円に対して306万円の減収ですけども、理由をお伺いします。

○土屋委員長 お願いします。文化観光課長。

○白井文化観光課長 お答えいたします。

道の駅の使用料につきましては、条例によりレストランや売店などの売上げに応じて市に納付することと定めております。令和4年度予算編成時では、コロナ禍前の平成30年度の売上げ額約4億2,000万円を目標とし、使用料2,100万円を予算計上いたしました。令和4年度の決算では、令和2年度、3年度よりは上向いてきておりますが目標の売上げ額には届かず、売上げ額が約3億8,000万円で使用料は1,794万円となり、結果として306万円の減収となりました。

以上です。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 9番、竹内委員。

○竹内委員 9番、市営住宅使用料です。

滞納者は何人で最長何か月分で、滞納理由と今後の対策を教えてください。

○土屋委員長 建築住宅課長。

○池谷建築住宅課長 お答えいたします。

滞納者は26人で、最長は5か月分となっております。滞納の理由につきましては様々ではございますが、大きく分けると、1つめは、コロナウイルス感染症やウクライナの戦争などの世界情勢による円安が進み、物価価格が上昇したことによる生活費の圧迫、2つめは別の支払いを優先して家賃の支払いを後回しにしていることが大きな理由でございます。今後の対策としましては、収入の少ない滞納者には分割での納付を指導しまして、家賃を後回しにする滞納者には積極的な折衝を継続し、支払いが滞ることがないように引き続き指導をまいります。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。今年というか、令和4年度で一番今言われたことがそうだと思うんだけど、一番頑張ったことって何ですか。

○土屋委員長 建築住宅課長。

○池谷建築住宅課長 お答えいたします。

毎月滞納者には督促を送っているんですが、電話や訪問して支払いを求めています。また、3か月以上の家賃を滞納している方につきましては、連帯保証人さんにも督促状を発送しまして、その方にも電話または訪問をして支払いを求めております。

以上です。

○竹内委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 10番、神谷委員。

○神谷委員 10番、同じく市営住宅使用料です。

当初見込額が7,539万5,000円でしたが、447万6,650円減収となった理由をお伺いします。

○土屋委員長 建築住宅課長。

○池谷建築住宅課長 お答えいたします。

減額になった主な理由は、毎年入居者世帯に前年度の総収入を申告してもらっております。これに基づいて家賃を決定し認定しておりまして、その収入認定の結果により当初見込額より減額となったことが理由でございます。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。途中で入れ替わりもあったりするかとは思いますが、家族で住んでいる方たちの年収が下がったことによってこれだけの減収になった。そういうのはやっぱり当初では見込めないということですね。分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 14款使用料及び手数料について通告された質疑は終わりました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 以上で、14款使用料及び手数料の質疑を終わります。

15款の質疑通告はありませんでした。よって、この款の質疑を終わります。

それでは、次に16款県支出金について、11番佐原委員お願いします。

○佐原委員 ナンバー11、障害者自立支援給付費県費負担金は前年より1,961万4,000円増となっています。その理由です。障害者がどの手帳の人が増えたとか、そういう内容も分かればお願いします。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 障害福祉サービスにおいては、短期入所など一部を除いてどのサービスも利用者所要額が増えているという状況です。中でも、就労継続支援のA型、それから就労移行支援のこの2つの伸びが非常に目立っておりまして、A型のほうの県費は令和4年度では2,880万飛んで5,851円。令和3年度から約800万円程度増加しました。就労移行支援については、県費のほうが850万飛んで4,469円。令和3年度の対比ですと260万円程度の増加となっております。増加理由については、障害者の皆様の就労意欲が強く表れていること、就労をもって自立を目指される皆さんが非常に多くなっているという状況。それから、市内に就労継続支援のA型の事業所が令和2年度から少しずつ増えてまいりまして、その部分についても障害を持たれてる方の地域のバックアップというものが少しずつできているのではないかとこのように推察されます。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 いい傾向だということで、よく分かりました。ありがとうございました。

○土屋委員長 13番、神谷委員。

○神谷委員 13番、療育手帳事務交付金であります。

前年度より7万1,186円の減額ですけれども、交付件数や申請件数をお伺いします。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えします。

令和4年度の療育手帳の事務交付金は、令和2年度の療育手帳の申請実績に応じて支払われると。つきまして、データのほうは令和2年度で申し上げたいと思います。

令和2年度の実績では、新規の申請件数が32件、令和元年度に比べて5件の減少。それから、再判定の申請の件数については35件となって、令和元年度に比べて9件の減少ということです。よって、申請件数の減少がそのまま減額の理由に結びついていると思います。また、令和2年度の新規の交付件数なんですけど23件。再判定の交付件数は32件であって、こちらも申請件数同様に減っておりまして令和元年度と比べて14件と21件のマイナスという結果となっております。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 ちょっとメモしきれなかったですけども、いいです。いいです。

減ってきている理由とかはどうなんですかね。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えします。

詳細な理由というのはつかみかねてはいるんですが、湖西市では静岡県内でも7つの市しか設定をしていない療育のAの1からBの3までという補助対象の分けをとっております。近年なんですけど、特に軽度のほうのBの2、それからBの3という軽度の知的障害を持たれてる方の申請、それから交付ともにはまは多くなっているという現状がございます。データを調べてみますと、令和元年度に何らかの事由で爆発的というほどではないんですが、非常にちょっとぼんと多くなった時期が、ちょうどここ10年ぐらいが一番頂点だった時期が令和元年度だったと思います。令和元年度から令和2年度の対比ということでちょっと落ち着いて減少はしているんですが、こういった理由か細かくは申し上げられないんですが、やはり外国人の方を踏まえて含めて療育の申請にされる方々がその年に多くなったという、そういう現象がございます。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。

最初ちょっと聞き漏らしたんですけども、療育手帳のB1からB3まで設定しているのが県内でもいくつかの市がありますか。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 7つですね。7市です。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 16款県支出金について通告された質疑は終わりました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 以上で、16款県支出金の質疑を終わります。

17款の質疑通告はありませんでした。よって、この款の質疑は終わります。

次に、18款寄附金についてであります。14番、柴田委員お願いします。

○柴田委員 14番、一般寄附金ですけれども、ふるさと納税のところですけども、件数そして金額の減少の要因をどのように受け止めておりますでしょうか。お願いします。

○土屋委員長 文化観光課長。

○白井文化観光課長 お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、令和3年度が寄附件数1万2,068件、寄附額2億5,551万8,000円だったのに対し、令和4年度は寄附件数9,414件、寄附額2億1,114万5,000円であり、件数が約21%の減、寄附額につきましては約17%の減となりました。全国的にふるさと納税の好調ぶりがうかがえる中、本市では件数・寄附金額ともに減という実績の要因といたしましては、全国的に人気がある返礼品が牛肉や海鮮類、フルーツとなっており、本市が主力返礼品としているウナギにつきましてはふるさと納税制度がスタートした当時よりも人気下がっているという現状に加え、寄附額が同程度であってもウナギの容量が本市よりも多い自治体に寄附をする傾向が強いと把握しております。今後は、ウナギだけに頼らない寄附件数が増加傾向にある体験・宿泊などの返礼品造成を目指し、ふるさと納税の増加に向けた対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田委員 今の答弁ですと、金額そして件数も減少しているということですけども、特に件数のほう見ますと5年間で半数以下に減少しておりますけども、そういった状況に対してはどのように考えておりますでしょうか。

○土屋委員長 文化観光課長。

○白井文化観光課長 お答えいたします。

寄附件数を増やすためには、湖西市の返礼品をより多くの方に知ってもらうことが重要だと考えております。そのための対策といたしまして、令和5年度から新たにふるさと納税サイトで高いシェア率を占めている「さとふる」の導入や、ワンストップサービスのオンライン化などに取り組んでおり、その効果が徐々に始まってきておまして、8月末時点で寄附金額が前年度の同月と比べ103.1%と回復傾向にあります。今後も、新規返礼品の開発に加えまして、寄附の申込みの件数が増える年末に向けて有料広告の実施や、過去に寄附をいただいた方へ手紙を送付するなど寄附件数、寄附金額の増加に向けた対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。期待して見守りたいと思います。

終わります。

○土屋委員長 15番、佐原委員。

○佐原委員 15番、佐原佳美。

一般寄附金ですが内容は分かりました。パークビレッジなどのオープンに合わせて、またそういう体験型等導入して増えるようにまた御努力をお願いいたします。

以上です。

○土屋委員長 16番、山本委員。

○山本委員 16番、山本晃子。

確認できましたので重複のため取り下げさせていただきます。

○土屋委員長 17番、竹内委員。

○竹内委員 取り下げます。

○土屋委員長 18款寄附金について通告された質疑が終わりました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 それでは、以上で18款寄附金の質疑を終わります。

19款及び20款の質疑通告はありませんでした。よって、この款の質疑を終わります。

ここで、当局者の席の交代がありますので暫時休憩といたします。

午前10時17分 休憩

---

午前10時19分 再開

○土屋委員長 再開いたします。

竹内委員、お願いします。

○竹内委員 18番で、過年度収入のところで不納欠損の理由と5年間の対応をお伺いいたします。

○土屋委員長 財政課長。

○松本財政課長 お答えします。

まず、今回竹内議員の御質問で21款6項1目ということで、過年度収入の質問がございました。

本日お手元に配付させていただきました資料ですけども、令和4年度決算額諸収入過年度収入を御覧ください。

この表は1目過年度収入として収入したもののうち、不納欠損及び収入未済があるものを表記しております。御質問の不納欠損、その後の御質問にあります収入未済の理由等につきましては、資料の順に担当課長から説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、資料の上から建築住宅課のほうからそれぞれ説明をさせていただきます。お願いします。

○土屋委員長 建築住宅課長。

○池谷建築住宅課長 お答えいたします。建築住宅課です。

市営住宅使用料としましては、生活困窮による家賃が滞ったことが収入未済の理由でございます。対策としましては、分割での納付を現在行っているところでございます。

以上です。

○土屋委員長 幼児教育課。

○岡部幼児教育課長 お答えいたします。

幼児教育課の不納欠損から説明をいたします。05細節保育所保育料につきましては、1名分で7,400円であります。

生活困窮世帯で納付が滞っており、催告書の送付、窓口相談、電話催告など粘り強く納付交渉を続けてきましたが、時効の完成によりやむを得ず不納欠損とさせていただいたものです。

続きまして、収入未済を説明いたします。04 細節幼稚園保育料につきましては1名分で6,000円であり、市外転出後に転居を繰り返すなど所在が不明となっております。05 細節保育所保育料につきましては、5名分で合計90万3,010円であり、うち4名については本年度にも分納を進めていただいているところですが、1名につきましては市外転出しておりますが催告を続けております。16 細節保育園一時預かり保育料につきましては、1名分で1万9,800円であり、市外転出していますが催告を続けております。19 細節実費徴収金給食費、これにつきましては3名分で合計3万2,940円であり、うち1名につきましては納付交渉を続けており、2名については市外転出していますが催告を続けております。

以上、幼児教育課としましては、延べ10名分で合計96万1,750円の収入未済額となっておりますが、そのうち6万6,830円の納付は現在までにいただいているところです。今後につきましては、催告書の送付を継続するなど納付勧奨を引き続き行ってまいります。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員の18番19番ちょっと重ねて回答しているんで、了解してください。

それから、こども政策課のほうからお願いします。

○長田こども政策課長 お答えいたします。こども政策課です。

細節の18児童扶養手当返還金についてでございますが、過去に遡って1人は児童扶養手当額を減額された方、もう一人は資格を喪失された方がおありまして、過払いとなったために返還金が生じたものです。2名とも生活困窮により一括での納付が困難でありますことから、1人は毎月の額を決めての分割納付中、もう一人は現在再度児童扶養手当を受給しているため、その児童扶養手当からの充当により分割納付をさせていただいており、今後も継続して納付していただく予定でございます。

続きまして、細節の44過年度収入(こども家庭課)につきましてでございます。こちらの児童手当と子育て世帯臨時特別給付金でございますが、こちらの両方とも出入国調査の結果、外国籍の方が住所を残したまま出国したことが後になって判明したことによりまして、児童手当と子育て世帯臨時特別給付金が過払いとなったために返還金が生じたものです。児童手当の6名のうち1名の方は、再入国が確認できましたため返還を連絡したところ、一括納付が困難であったため分割納付により対応しておりました。なお、この方につきましては、令和5年度に入って返還は終了いたしました。児童手当の残りの5人と子育て世帯臨時特別給付金の1人につきましては、現在も国外転出のままで居所不明状態にありますので、今後も出入国調査を継続的に実施し再入国があれば返還の連絡をしてまいります。

以上です。

○土屋委員長 地域福祉課長、お願いします。

○松山地域福祉課長 地域福祉課分になりますが、地域福祉での収入未済で79万4,384円という形になります。これは、生活保護受給者の就労収入、それから親族からの援助の未申告。これは隠匿とか隠蔽等も含まれるんですが、これによって発生した生活保護法第63条と78条の規定による返還金。発生した返還金の3名分ということになります。ただいま3名とも順調に分納という形になっております。早期完納となりますように、相手の生活状況を見定めながら分納金額を上げるだとか、あと不履行に陥らないように逐一連絡を取り合っという対策で進んでまいります。

以上です。

○土屋委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 廃棄物対策課です。

細節 45 し尿くみ取り手数料につきましては、不納欠損が2名で1万920円。収入未済が5名で2万4,440円であります。不納欠損の理由は、本人が死亡し相続人の特定ができず、時効を迎えたものが1件、催告書による納入を促してきましたが、市外転出し判明していた転出先以降の移動が特定できず、音信不通となり時効を迎えたものが1件であります。

続きまして、収入未済は本人が死亡、相続人不明が1件、市外転出が2件、残り2件が音信不通となっております。市外転出者には催告書等を送付し、市内の音信不通者2名には定期的な臨戸訪問を行っていますが、居住実態が確認できない状況が続いております。今後につきましても、電話、臨戸訪問、催告書等の送付を継続的に行い納付されるよう努めてまいります。

以上です。

○土屋委員長 環境課長。

○牧野環境課長 それではお答えいたします。

細節 51 環境課分につきましては、火葬場の使用料が2名で11万7,000円。理由は生活困窮による納付が困難。埋火葬の証明手数料が2名で700円。理由については、生活困窮による納付が困難。それと最後に墓園の管理料、こちらが2名で1万9,180円。この中の1名の方につきましては、管理料の徴収に対する不服があるということと、あともう1名の方につきましては生活困窮による納付が困難ということであります。現在も定期的に催促の電話や訪問・通知を行っておりますが、まだ現在もお支払いいただけていない状況にあります。今後も引き続き、定期的に催促を実施しお支払いのお願いを行ってまいります。

以上です。

○土屋委員長 ありがとうございます。

竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございました。

よく分かりましたけれども、本当に何て言うんですかね。皆さんの話聞いてると、本来の業務が滞っちゃうんじゃないのかなというぐらいに何か一生懸命やってるよりに聞こえたというか、そういうふうを受け止められたんですけども、本当になかなか徴収するの難しいと思うんですね。ですので、税務課さんのほうの収納係さんとちょっと連携したりとか、何か債権回収するに当たっての何かチームをつくったりとかするほうが効率よくなってくるのかなという。毎回私これ聞かせていただけてるんですけども、なかなか改善策が見られていないので、どこが担当するのかよく分かりませんが、もうちょっと効率よく債権回収みたいなのができるように市で考えたほうがいいのかと私は思いました。

ありがとうございました。

○土屋委員長 竹内委員、18、19はこれでよろしいですか。

20番行きます。

○佐原委員 ナンバー20、県後期高齢者医療広域連合納入金ですが、前年より半減している理由をお願いします。

○土屋委員長 財政課長。

○松本財政課長 お答えします。

2目につきましては、諸収入の雑入ですけども、これにつきましてもこの後、佐原委員含め4つの質問がございましたので、財政課のほうで取りまとめをして資料を作成させていただきました。資料は、令和4年度決算額諸収入雑入となります。この表は、2目の雑入として収入したもののうち、今佐原委員の質問であります納入金、それからその後にあります収入未済の関係、最後に資源物の売払いの関係ということで該当する部分を一覧表にまとめました。内容につきましては、それぞれの担当課長から説明、回答となります。よろしくをお願いします。

○佐原保険年金課長 お答えします。



県後期高齢者医療の広域連合納入金の上段、健康増進課の欄になります。対前年 137 万 6,670 円増は、後期高齢者健康診査事業の委託料です。後期高齢者の健康診断には、1 件当たり 7,000 円ほどの費用がかかりまして、広域連合から市へ支払われますが、令和 4 年度の受診者が令和 3 年度より 186 人増えているため、137 万 6,670 円の増加となっております。

次に、後期高齢者医療広域連合の納入金の下段です。保険年金課になりますけれども、医療給付費の負担金などは自主的な財源を持たない広域連合に対しまして、県内 35 市町が医療給付市町負担金や事務費負担金などを納入しております。同年度に、これらの負担金の概算での支払いが行われまして、翌年度に広域連合に清算確定されます。概算請求により多く納めていれば償還されます。逆に、少なければ追加で請求を受けます。それが令和 3 年度には 4,905 万 4,096 円の償還があったものが、令和 4 年度には 1,144 万 7,308 円になりました。そのため、令和 4 年分の納入金につきましては 3,760 万 6,788 円の減額となっております。

その中の主なものが、医療給付費負担金です。この年間医療費ですが、高齢者の医療の確保に関する法律第 98 条により、12 分の 1 を市町が負担します。令和 4 年度では、令和 3 年度負担金としまして 4 億 7,726 万 5,372 円を負担しております。令和 4 年度の広域連合の清算確定により 480 万 966 円が不足していたので、令和 4 年 9 月議会の定例会に補正予算を計上しまして、広域連合へ支出をしております。この差額、令和 3 年度と令和 4 年度の 3,700 万 6,446 円の差額となります。これらの減額分の差額 3,760 万 6,788 円のうち、98.4%が令和 2 年度医療給付費精算額を占めておりまして、広域連合事務費負担金の精算金として 57 万 4,677 円、広域連合派遣職員給与等としまして 2 万 5,665 円の減額となっております。

以上になります。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 大変難しいんですけども、そのとおりに解釈いたします。ありがとうございました。

○土屋委員長 それでは 21 番、竹内委員。

○竹内委員 21 番雑入で、収入未済額 384 万 7,162 円の理由と今後の対策を伺います。

○土屋委員長 幼児教育課長。

○岡部幼児教育課長 こちらの表の 34 細節を御覧ください。

実費徴収金給食費につきましては、20 名分で 12 万 9,555 円であります。収入未済の理由につきましては、納付忘れや納付遅れが大部分を占め、そのうち 9 万 5,025 円の納付を現在までにいただいており、16 名が完納しているところであります。今後につきましても、催告書の送付や園からの声かけを通して納付の勧奨を行ってまいります。以上です。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 85 細節になります。地域福祉課分の収入未済が 371 万 7,607 円ということで、これも過年度と同じく生活保護受給者のうち保険金の収入であったりとか、年金の遡及受給。こういったものがあって未申告であったと。それによって発生した、同じく生活保護法 63 条、それから 78 条の規定による 3 人分の返還金という形になっております。

分納の 3 人のうちなんですけど、2 名が実は不履行という形に途中までなりました。1 名が今現在もそうなんですけど、長期入院中ということです。もう一名が給与天引きによる分納をしている途中で離職をされて、それから状況が不明というような形となってしまった者が 1 名ということです。入院中の方につきましては、入院が明け、それか入院中でもそういう状況が、分納のほうができるような状況になりましたらスタートをするということで常々話しているという状況。それから離職した者については、接触を度重ねて図ってきたんですが、ようやく最近になって接触ができたという報告を受けております。ですから、これからしっかりと分納をしていっていただいて、返還をなるべく早く終わるように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 先ほどの給食費のほうですが、もう国のほうでも児童手当のほうから引いてもいいというふうになっていると思うんですけど、そういう考えはないんですか。ないというか湖西市ではやってはいけないんですかね。

○土屋委員長 幼児教育課長。

○岡部幼児教育課長 お答えいたします。

児童手当からの引き去りにつきまして、同意をいただいた保護者の方からは引き去りということで既にそういった対応をとっております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 同意がなければ駄目。

○土屋委員長 幼児教育課長。

○岡部幼児教育課長 はい。基本的に同意がないと、引き去りというのはしておりません。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

それから生活困窮者であるので、なかなか大変だとは思いますが、生活があんまり困らない程度にやはりちゃんと収めるべきものは収めていただくように説得していただいております。

以上でいいです。

○土屋委員長 22番、加藤委員。

○加藤委員 資源物売払収入が前年より増加している理由を伺います。

○土屋委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 お答えいたします。

お手元の表の16細節を御覧ください。

資源物売払収入は、令和3年度と比べ1,447万9,539円増加しております。増額となった理由につきましては、アルミ缶やスチール缶などの金属類やペットボトルの取引単価が上昇したものであります。

以上です。

○加藤委員 了解しました。

○土屋委員長 23番、神谷委員。

○神谷委員 同じところなんですけども、ではいただいた資料の中のその他というところについて御答弁願えますか。

○土屋委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 お答えいたします。

資源物売払収入のその他につきましては、

使用済みの小型電子機器、パソコンとか携帯電話などなんですけども、そういったものを環境センターで集めたりしております。そのほか木材のチップ化したものを売却したりしております。

以上であります。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 そこで、木材のチップって年間、令和4年度でどのくらいの売上げになったんでしょうか。

○土屋委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 木材のチップにつきましては、令和4年度につきまして53万8,956円の収入でございます。

以上です。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 それでは、21 款諸収入について通告された質疑が終わりました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 以上で、21 款諸収入の質疑を終わります。

22 款の質疑通告はありませんでした。よって、この款の質疑を終わります。

以上で、歳入の質疑を終わりました。

ここで休憩といたします。

それから、ここで当局の席の交代がありますので、暫時休憩といたします。再開は 10 時 55 分ということをお願いします。

以上です。

午前10時43分 休憩

---

午前10時55分 再開

○土屋委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより、歳出に移ります。

1 款の質疑通告はありませんでした。よって、この款の質疑は終わります。

2 款総務費について、24 番加藤委員。

○加藤委員 車両維持管理経費ですが、アルコール検知器 55 台の配置部署は利用頻度等を考慮していますか。また、テスターキットの使用状況を伺います。

○土屋委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。

アルコール検知器は、令和 4 年 9 月末までに 47 部署に 1 台ずつ配置いたしました。利用頻度につきましては、1 つの部署で最低 1 年間使用できるよう 1 日平均 10 人、朝晩 2 回の使用で勤務日数を年 240 日と仮定し 4,800 回以上使用できる検知器を選択し各部署に配置いたしました。また、テスターキットの使用状況につきましては、令和 4 年 3 月 17 日に定めました湖西市酒気帯び確認実施要領に基づき、アルコール検知器が正常に測定できるかを年 1 回定期的に確認を行っております。

以上です。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤委員 テスターキットの確認ですけども、どの部署でやるとか決まってるんですか。

○土屋委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。

基本的には、資産経営課で各部署に出向いていただいて、機械を持ってテスターキットで検査確認のほうを行っております。

以上です。

○加藤委員 ありがとうございます。終わります。

○土屋委員長 25 番、竹内委員。

○竹内委員 同じところで、職員全員が対象になっているのか、行ったときに確認は誰がするのか。アルコール検知器の検査の記録管理はどうされているのか。アルコールが検知されたことはあるのかを伺います。

○土屋委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。

会計年度任用職員を含む公用車を運転する職員全員が対象となります。確認は各所属長が行うものとし、不在である場合は業務を補助する職員が行います。アルコール検知器の検査の記録につきましては、紙またはパソコン上で記録し1年間保存することとなっております。なお、令和4年10月1日からアルコール検知器での検査が始まりましたが、現在までアルコールが検知されたことはありません。

以上です。

○竹内委員 それはやっぱり職員さんも意識してるということの表れなんでしょうか。

○土屋委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 恐らく職員も気をつけてやっていると思われます。

以上です。

○竹内委員 了解いたしました。

○土屋委員長 27番、佐原委員。

○佐原委員 ナンバー27、文書行政管理費。

顧問弁護士相談の報償費は、相談延べ20回で49万5,000円。前年は相談7回で同額でしたが、どういう契約なのかお願いします。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。

顧問料として年額の契約を交わしております。相談回数により金額が増減するものではございません。

以上です。

○佐原委員 了解しました。

○土屋委員長 30番、神谷委員。

○神谷委員 30番、人事研修費です。

会計年度任用職員報酬の増額理由と成果をお伺いします。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。

人事研修費の会計年度任用職員報酬は、障害者が働くワーク支援ステーションに勤務する職員の報酬です。令和3年度は、指導員1名と障害をお持ちの方2名の報酬で、令和4年度は、指導員2名と障害をお持ちの方2名の報酬のため、指導員1名分の増額があったものです。成果としては、令和4年度も各所属からの依頼を受けて、障害者の方が指導を受けながらチラシの印刷、シュレッターなどを行う中、指導員を1名増員することで受注した業務の管理や障害者の方へのフォローができ、働いている方への安心につながる事ができたと考えています。今後も本事業を継続して行い、1人でも多くの障害者の方の雇用につなげていきたいと考えています。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。

公にはあまり支援を必要とする子は募集しませんでしたっけ。どうでしたかね。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 そうですね。令和3年度に雇用をさせていただいた経緯は公にはしていないんですけれども、今後についてはハローワーク等を通じてしていこうとは思っております。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。

○土屋委員長 31番、加藤委員。

○加藤委員 人事研修費ですが、採用者数は求人者数を満足しているのかを伺います。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。

残念ながら予定した人数を採用できなかつたので、満足のいく結果は得られませんでした。求人者数は退職者数を踏まえ、業務の増減を加味した上で決定し募集しております。一般事務職については、求人者数を超える申込み者数があり、一定の採用者数は確保できていますが、採用決定後の内定者の辞退等に苦慮しており、年度当初に不足する人員については会計年度任用職員の配置により対応しております。また、専門職については申込み自体がほとんどないものもあり不足している職種もあるため、就職フェア等に参加しまずは申込み者数を増やし、よりよい人材の確保に努めていきたいと考えています。

以上です。

○加藤委員 採用者数はゼロの土木技師とか建設技師は、中途採用とかある程度定年で辞めた方とか、そういう方を募集しているということはないんですか。

○木和田総務課長 随時に募集をかけてはいるんですけども、なかなか応募自体がない状態でございます。

○加藤委員 了解しました。

○土屋委員長 32番、山本委員。

○山本委員 32番、広報費についてです。

プロモーション事業の費用対効果を教えてください。

○土屋委員長 秘書広報課長。

○内山秘書広報課長 お答えします。

プロモーション事業については、うなぼんの啓発品やグッズ関係経費のほか、インスタグラムの広告配信などが主な経費となっております。うなぼんのTwitterアカウントを昨年令和4年11月に開設した以降、着実にフォロワー数が増加していること。また、令和5年3月に販売しました第一弾のキーホルダーグッズは販売後すぐ完売するなど、うなぼん人気も上々でありましたので一定程度の効果が出ていると思っております。また、インスタグラムの広告配信につきましては、近隣市の20歳から40歳までの方を対象に、令和5年3月に約3週間にわたりましてデジタル広告の配信を行いました。その結果、3月に市のインスタグラムを見られた方は、広告を打つ前の2月のアクセス数の17倍。またフォロワー数の増加数につきましても、2月の8倍強という結果を得られましたので、効果が表れているものと考えております。今後、ふるさと大使との連携を含め、プロモーション事業の各取組の効果を高めて、本市の知名度の向上や職住近接による人口の定住化につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山本委員 以上です。ありがとうございます。

○土屋委員長 33番、佐原委員。

○佐原委員 ナンバー33、公共施設整備基金積立金は、前年よりおおよそ半減している理由をお願いします。

○土屋委員長 財政課長。

○松本財政課長 お答えします。

令和3年度につきましては、競艇事業収入や普通交付税など予算を大幅に上回る収入がございました。やはり、今後の多くの大型事業を控えていることから、可能な限り積み増しを行おうということで補正をさせていただき積んでおります。しかしながら、令和4年度につきましては同様な状況とはなっておりませんでしたので、結果、このような差となっております。なお、入札差金分につきましては、前年度と同程度額の金額を積んでおります。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございました。

○土屋委員長 34番、山本委員。

○山本委員 34番、企画費です。

K S L参加者の年齢、抽出方法及び成果を教えてください。

○土屋委員長 企画政策課長。

○馬淵企画政策課長 お答えします。

K S Lの参加者の年齢は、主に20代から40代の若者です。また参加者は、市のウェブサイトによる公募のほか、市内企業や団体から推薦をいただいているところがございます。その成果につきましては、市内に在住・在勤の若い世代の方と関係性を築けたこと、市政に関心を深めていただいたことや若い感性による柔軟な意見をいただく場がくれたことが大きな成果だと考えております。具体的には、令和4年度はうなぼんを活用したグッズやノベルティに関する意見などをいただき、グッズ作成等の参考となるなど市のプロモーションなどにも貢献していただけたと捉えております。

以上です。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 意見交換というのは平日ですか。されたのは。

○土屋委員長 企画政策課長。

○馬淵企画政策課長 平日の業務終了後、夕方からやっております。

以上です。

○山本委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 35番、二橋委員。

○二橋委員 35番ですけども、市民意識調査の結果を踏まえて、何か課題がございましたらお願いします。

○土屋委員長 企画政策課長。

○馬淵企画政策課長 お答えします。

市民意識調査は、第6次湖西市総合計画に対する市民の意識や満足度の把握及び各指標の進捗管理とするため毎年実施しているものでございます。湖西市を住みやすいまちだと感じる項目につきまして、湖西市に住みにくいという理由については「医療サービスが充実していない」「買物や外出が不便であったり公共交通機関が不便である」「悪臭が気になる」といった点が上位に挙げられているところがございます。また、高齢者、障害のある人、性的マイノリティの方々にとって住みやすいまちかどうかという質問についても、「思う」「まあまあ思う」を合わせた割合が5割を下回っているところが課題であると認識しております。

これらの課題解決につきましては、多岐にわたる施策を継続して取り組む必要があると考えておりますので、具体的には持続可能な地域医療体制の構築ですとか、公共交通の利便性の向上や効率化、畜産臭気対策、効果的な観光プロモーション、ダイバーシティの推進などが挙げられると考えております。

以上です。

○土屋委員長 二橋委員。

○二橋委員 それはアンケートの結果から出たことだと思いますけども、本来アンケートというのは、何を目的にこの方向を見るために項目を選定するか、あるいは項目を考えるかということなんですけども、一つ一つの設問に対して本来どういうことにこれがつなげたいのかということが本来あるべきだと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○土屋委員長 企画政策課長。

○馬淵企画政策課長 調査結果が効果的に得られるような設問や選択肢の設定につきましては、現在においては専門的な知見というのは入っておりません。今後効果的な調査結果が得られますように、調査方法については研究などをしていきたいというふうに考えております。また、総合計画総合戦略の成果指標になっておりますK P Iなどについても、より課題に沿った指標となるよう次期の改定に合わせて検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○土屋委員長 二橋委員。

○二橋委員 まさにそのとおりで、やはり設問というのはそういう意図でやっぱり設問を考えていかないといけないと思うんですよ。毎回同じことを聞いててもあまり意味ないもんですから、ぜひそういう目標を立ててほしいと思います。

以上です。

○土屋委員長 36番、荻野委員。

○荻野委員 36番、企画費。

市制50周年事業をどう評価しているか教えてください。

○土屋委員長 企画政策課長。

○馬淵企画政策課長 お答えします。

令和4年に実施されました50周年事業につきましては、記念式典やこさいの日の宣言、中学生への特別授業の実施、新キャラクターうなぼんの制作など、令和4年の事業69事業を実施し、延べ人数4万7,498人に参加いただきました。様々な事業・イベントを通じて市民が一体感を持ち、湖西市で受け継がれてきたものづくりの精神や理念を再認識し、未来へと共有する機会となったと認識しております。

さらに、この取組が一過性で終わるものではなく、次の60周年に向けた新たな取組がスタートしたというふうに捉えていきたいと考えております。また、市制50周年事業を多くのマスメディアに取り上げていただいたことで、市の魅力・知名度の向上につながったものと考えております。

以上です。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 じゃあ、大成功だったと見ていいですか。その中で反省する点があったら、もし。お願いします。

○土屋委員長 企画政策課長。

○馬淵企画政策課長 反省する点としましては、たくさん事業をやったもんですから、もう少し一つの事業を掘り下げて周知をするなどのことをやるほうが効果的であったかなと思うこともありました。いろんな課がいろんな事業に冠をつけていただいて、50周年という節目を取り組んでいただいたことについては非常に効果があったものというふうに認識しておりますので、まずは反省というよりは、取り組んだことに意義があるというふうに思っております。

以上です。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 分かりました。

○土屋委員長 37番、佐原委員。

○佐原委員 ナンバー37、企画費です。

移住・定住促進事業は185万円前年より増額しているが、新婚さんの実績が低迷している要因をお願いします。

○土屋委員長 企画課長。

○馬淵企画政策課長 お答えします。

移住・定住促進事業の主な増額理由としましては、「わ〜くわく「こさい」で新生活奨学金返還支援補助金」と「住もっか「こさい」定住促進奨励金」の申請件数が増加したものでございます。一方、「新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金」の令和4年度の実績は申請47件、転入者65件と令和3年度より減少しております。ちなみに、令和3年度が申請が62件、転入者が83人という形になっており減少傾向となっているところでございます。令和2年度以降、市に届出があった婚姻数と同じような増減傾向で、申請件数の減少と増加を繰り返しております。要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰など社会情勢の変化が若者の婚姻に影響を与えているものと考えております。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 それでも、事業を始めてから100人も増えてないですけど、人口は増えてるということですよ。

○馬淵企画政策課長 その事業をやって入ってくる方は一定数いるとは思いますが、社会増減という捉え方で見ていくと、必ずしも増加にはつながってない傾向でございまして、減少を抑えていくような方向で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐原委員 ありがとうございます。

○土屋委員長 38番、竹内委員。

○竹内委員 同じ企画費で、移住・定住促進事業の事務事業評価では、効率性C「転入者を増加させるための制度の改善が必要」となっていますが、対策を伺います。

○土屋委員長 企画課長。

○馬淵企画政策課長 お答えします。

事務事業評価における効率性の項目は、コストや改善の視点から評価をしております。具体的には、成果を下げずコストを削減できる余地はないか。ほかの手法とコストの比較がされているかなどを評価するものでございます。移住・定住施策として事務事業評価の成果指標としている3つの支援制度、ちょっと略称にはなりますが、わ〜くわく・新婚さん・住もっかによる転入者数は、令和4年度は544人と目標の基準年であり、令和4年の目標値であります567人からやや及ばないという状況でありました。したがって、改善の検討は必要であると考え、事務事業評価では効率性をCと評価させていただいたものでございます。

他市町や国の制度も参考に、コストとのバランスも含め改善方法の検討も行っておりますが、現時点では制度改革にいたっておりません。具体的な改善の取組としましては、移住・定住プロモーション戦略に基づき、制度の魅力や制度全体を広く周知することに重点を置いて、市内企業の従業員へのPRに取り組んでいるところでございます。引き続き、転入者の増加抑制につながる効果的な制度となるよう、調査研究を進め改善をしていきたいと考えております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 先ほど言われた市内企業の従業員にというのは、毎回それ言ってるような気がするんですけど、市内企業の従業員の方々がやっぱり湖西市に住んでくれるようになったというか、数って分かるんですか。

○馬淵企画政策課長 ちょっとすみません。お時間いただきたいと思っております。

すみません。ちょっと調べる時間をいただいて、後ほど答弁させていただければと思います。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 よろしく願いいたします。

○土屋委員長 それでは39番、お願いします。



○竹内委員 公共施設マネジメント推進事業費で、対象施設が8減っていて対象外となった理由と、包括施設の管理で何が一番有効だったのか伺います。

○土屋委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。

対象施設から外れた施設は、笠子廃棄物処分場、新居弁天わんぱくランド、海湖館、海浜公園駐車場、新居弁天海水浴場、新居弁天公園、新居弁天地内、海浜公園駐車場の計8施設となります。対象外となりました理由について、笠子廃棄物処分場は、警備業務を所管課である廃棄物対策課に戻したことです。新居弁天わんぱくランドは、施設の廃止によるもの。その他6施設につきましては、パークPFI制度を活用した民間活力を導入して、新居弁天公園の再整備を行う予定であったことから対象施設から外しました。また、包括施設の管理で何が一番有効だったかにつきましては、内製化修繕、つまり包括管理を請け負う業者が自ら修繕を行うことにより、効率的に不具合が解消される点であります。さらに、修繕にかかる経費は消耗品費のみで別途労務費がかからないことから、コストカットにもつながっております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

○土屋委員長 それでは、40番お願いします。

○竹内委員 40番、財産管理経費。

売却可能な状態にするための土地の課題は何で、解決策を伺います。

○土屋委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。

売却可能な状態にするための土地の課題につきましてはいろいろなケースがあり、一概には言えませんが、例えば普通財産に隣接する民地の上水道や下水道の本管が埋設されていたり、普通財産を全て売却しますと隣接する民地の接道要件がなくなったりする場合がございます。解決策につきましては、例えば、上水道や下水道の本管が埋設されている部分や、接道要件としての通路部分を残すため分筆を行い、それ以外の土地を売却する方法などがございます。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 時間と手間がかかるということなんですよ。

○土屋委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。

議員おっしゃるとおりでございます。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 そんなところがどのぐらいあるんですか。

○土屋委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。

これもケースバイケースですので、例えば建物があって壊さないとまだ売却できなかつたりとかあるものですから、ちょっと数については多数ございますので把握はできておりません。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。いいです。

○土屋委員長 41 番、神谷委員。

○神谷委員 41 番、公共交通推進費です。

公共交通対策会議で検討される運転免許証自主返納無料乗車券の利用状況と評価をお伺いします。

○土屋委員長 都市計画課長。

○匂坂都市計画課長 お答えいたします。

令和4年度の免許自主返納無料乗車券の利用者数は4,524人で、令和3年度に比べまして1,000人以上、比率にして約1.3倍に増加をしております、よく利用していただけるというふうに考えております。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 自主返納ということですので、ある程度年齢、例えば今湖西市は75歳以上の方にコーちゃんバスの利用券とかやってるんですけども、その辺との兼ね合いというのはどのように評価されます。だぶっている方も大勢いらっしゃるのかなと思うんですが。

○土屋委員長 都市計画課長。

○匂坂都市計画課長 お答えいたします。

免許自主返納の無料乗車券につきましては、平成25年4月以降に年齢を問わず運転免許を自主返納した方を対象としておりまして、交付した日から2年間コーちゃんバスを無料で利用できる乗車券ということで、平成29年4月から交付をしているものでございます。元々、移動手段として自動車を利用していた方に運転免許証を自主返納した後、公共交通の利用に慣れて移動手段として活用していただくこと、いわば免許返納直後の生活のスタイルの変化を一定期間緩和をする、変化の緩和という。さらには、公共交通の利用促進につなげることを目的に無料乗車券を交付していると。そういった目的でやっているものですので、高齢者バス等利用料金助成。そういったところはそういったちょっと目的の違いがあるということでやっているものでございます。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。

こちらのほうは年齢を問わずということとの差がありますということで、2年間だけですけれどもこの事業の必要性は感じているという、そういうことでよろしいですか。

○土屋委員長 都市計画課長。

○匂坂都市計画課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおりでございます。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。

○土屋委員長 42 番、滝本委員。

○滝本委員 42 番、公共交通推進費というところで、コーちゃんバス及びコーちゃんタクシー。まあデマンド型タクシーですね。利用者増加の要因を教えてください。

○土屋委員長 都市計画課長。

○匂坂都市計画課長 お答えいたします。

まず、コーちゃんバスの利用者の増加の要因についてですけれども、令和3年度10月の遠鉄バスの浜名線の撤退に伴いまして、元々遠鉄バスを利用していた方々がコーちゃんバスを利用することになったこと。それから、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で利用者数が低調であった期間からの回復傾向が利用者数を押し上げるということに考えてます。それから、デマンド型乗り合いタクシーの利用者増加の要因といたしましては、JR駅周辺を除く鷺津地区及び岡崎地区を新たに運行地区としたこと。それから、知波田地区内と新居地区内の一部で

対象地域を拡大したといったことによるものと考えております。

以上です。

○土屋委員長 滝本委員。

○滝本委員 やっぱり今まである程度テストケースということでやられたことが、地域を広げることによって増加したと、こういう考え方でよろしいですか。

○土屋委員長 都市計画課長。

○匂坂都市計画課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおりでございます。

○土屋委員長 滝本委員。

○滝本委員 これから 2025 年のピークに向かって進んでるわけですがけれども、どのような政策をとられてということもたくさんいっぱい考えていらっしゃると思うんですね。実際、企業シャトルバスの事業もありますのでどんどん進めていただいて、ピーク時から落ちないように頑張っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○土屋委員長 それでは 45 番、寺田委員。

○寺田委員 45 番、防犯まちづくり費についてお伺いします。

令和 4 年度に新設した防犯灯の基数と申請した地域についてお伺いします。

○土屋委員長 危機管理課長。

○吉原危機管理課長 お答えいたします。

防犯灯につきましては、令和 4 年度に 20 基を新設しました。設置については自治会単位で行っており、表鷲津自治会 1 基、古見自治会 3 基、川尻自治会 1 基、山口自治会 1 基、白須賀第 3 自治会 2 基、新所自治会 2 基、新所原自治会 1 基、大森自治会 2 基、岡崎自治会 2 基、上ノ原自治会 2 基、梅田自治会 1 基、利木自治会 1 基、西浜名自治会 1 基を設置しております。

以上です。

○寺田委員 防犯灯、暗い場所を少しでも明るくして安全にしていきたいと思います。なお、それに併せて防犯カメラについても検討していただければと思います。

○土屋委員長 46 番、寺田委員お願いします。

○寺田委員 次 46 番、同じく防犯まちづくり費についてお伺いします。

青色回転灯車両によるパトロール 99 回とありますが、その費用が計上されてませんが、そのことについてお伺いします。

○吉原危機管理課長 お答えいたします。

この事業は、南上の原地区安全・安心まちづくり協議会、表鷲津地区安心・安全まちづくり協議会、市危機管理課で行っております。南上の原及び表鷲津の協議会につきましては、自分たちの町は自分たちの手で守るという意識の下、南上の原は個人所有、表鷲津は市所有の青色回転灯車両を使用し、警察署の許可を得てボランティアとして無償で活動していただいております。市域管理課所有の青色回転灯車両は 2 台ありまして、市危機管理課は市の事業として職員が行っておりますので費用につきましてはかかっておりません。

以上です。

○土屋委員長 寺田委員。

○寺田委員 地域のボランティアの方たちによって成り立っているということで分かりました。ですけど、またボランティアの方たちが無償でやっていただけるということで大変ありがたいんですけども、それに甘えていてもよくないと思いますので、何らかの補助なりそういったことも今後検討していただけたらと思います。

ありがとうございます。

○土屋委員長 47番、加藤委員。

○加藤委員 情報化推進費ですが、DX推進アドバイザーの助言を庁内のIT業務に活用した事例があれば伺います。

○土屋委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 お答えいたします。

DX推進アドバイザーからは、DX推進に当たり必要となる様々なICT技術の情報や、これを取り扱う職員の意識改革などについて外部からの視点で助言をいただいております。令和4年度は「行かない」市役所チャレンジキャンペーンなどのシステム調達に際し、助言や資料等の情報提供を受けるとともに、委託事業者選定の際にはプロポーザルの審査員としても活動をいただきました。システム調達に当たって必要となる調達仕様書、こういったものの作成にはこれまで大変な手間と労力が必要でしたが、AIを活用し仕様書を自動作成するツールの提案を受け、作業時間が短縮され仕様漏れなどのミスを防ぐといった改善効果が生まれました。そのほか、職員の意識改革のためDX推進本部会議でも幹部職員への講話や、一般職員向けの研修会に講師として御協力いただいております。また、最新のIT動向に関するコラムの執筆をお願いしております、これを全職員に共有することで情報リテラシーの向上を図っているところでございます。

以上です。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤委員 分かっただけなんですけども、アドバイザーにお支払いしてる年間の料金というのは分かります。

○土屋委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 令和4年度の事業費ですけども、報償費で18万円となっております。1日当たりの活動で2万円ということになっております。

以上です。

○加藤委員 了解しました。

○土屋委員長 48番、滝本委員。

○滝本委員 48番、情報化推進費ということで、「行かない」市役所チャレンジキャンペーンの成果と課題を教えてください。

○土屋委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 お答えいたします。

市民サービスの利便性を上げるため、市では「行かない」市役所の推進を行っており、行政手続の電子申請化と利用の促進に取り組んでおります。令和4年度は、新しい電子申請システムを導入する中で、マイナンバーカードを活用したオンライン上での本人確認や手数料の支払い、こういったものに対応してまいりました。このキャンペーンは、電子申請を利用されたことがない方へのきっかけづくり、これをチャレンジと名づけましたがこれを行い、電子申請を体験する、慣れていただく。こういったことで、今後の普及促進を図ることを目的といたしました。キャンペーンでのポイント応募、申請を通じまして、多くの市民の皆様にご覧いただき、電子申請の流れを体験いただいたことに加えまして、応募の中でマイナンバーカードを活用した本人確認を行い認証アプリの導入を皆様にご覧いただいたことから、これが今後の電子申請の普及につながっていくものと考えております。

また、マイナンバーカードの活用場面が増えましたので、カード自体の普及にも幾分寄与できたと考えております。マイナポイントといった他の普及キャンペーンとの相乗効果もあり、カードの交付枚数の底上げに一定の効果があったものと考えています。実施に当たりデジタルが苦手な方へのサポート窓口、これを設置いたしました。相談を受けた方の6割ほどは60歳以上の方であり、チャレンジとはいえ御自分でやはり操作ができない高齢者の方も多く、こうした方へのサポート体制を今後どう行っていくのがこれからのDXデジタル推進の課題であるところのよう捉えております。

以上です。

○土屋委員長 滝本委員。

○滝本委員 2025年に向けてということで、同じように先ほども申し上げたんですけどでも、やはり同じようなことをやっていかなきゃいけないよと。やはり自分でチャレンジするということをやっていただくということが大事だと思いますので、その辺もずっと継続でよろしく願いいたします。

○土屋委員長 49番、柴田委員。

○柴田委員 同じく情報化推進費のところですけども、デジタルデバйд対策の成果と課題について教えてください。

○土屋委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 お答えいたします。

デジタルデバйд対策といたしまして、スマホ操作を苦手とする高齢者などを対象に、令和3年度からスマホ教室のほうを開催しております。令和4年度は市内5か所で29回開催し、延べ108人の方に御参加いただいております。

講習後のアンケートには、「分からないことが聞けて良かった」「興味が深く湧いてきた」との声をいただいております。参加者のスマホとかデジタルサービスへの興味意識を高めることができたのではないかと考えております。こうした住民の方のデジタルリテラシーの底上げが、電子申請の利用の増加ですとか、市の公式LINEの登録数につながってきている、表れているのではないかなと考えております。

一方、近くで聞ける場所がない。個別に聞きたい。お手伝いをしてほしいといった声もございますので、今後の課題は、身近な例えば地域でのサポート体制の充実だとこのように考えております。

以上でございます。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田委員 よく分かりました。期待しております。お願いします。

○土屋委員長 50番、竹内委員。

○竹内委員 分かったんですけど、実際、自分も初めてマイナンバーカードを使ってコンビニで住民票を取るという体験をしたんですけど、やっぱり先ほど課長が言われたみたいに、やっぱり自分の近くにサポートしてくれる人がいると安心して、そういうせっかくこれからデジタルに向かっていくという、マイナンバーカードも取ったので活用していきたいと思うんですけど、やっぱり活用がなかなか疑似体験でもいいので何かそういうふうには高齢者が集まる会合みたいなのがあったら率先して出ていってもらって、やっぱり使える便利さみたいなのを教えてくれるとありがたいなと私は感じています。ですので、やっぱりこのところでもいろいろスマホ教室を開催してるんだけど、やっぱりそんなに集まってこないということは、もうある程度は自分でもできる人が増えてるということになるのかな。増えてきてるんだけど私の感覚から見ると、そんなにいないのかなって。出てこないのかなという思いがあるんですけど。

○土屋委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 お答えいたします。

スマホ教室の参加者のほうなんですけど、ここ2年開催した状況を分析しますと、今スマホ教室まだ持ってない方と持っているけどうまく使えない方の2つがあるんですけど、持っているけど使えない方というほうの講座は、令和3年度、令和4年度を通じてほぼ満席というか、結構人気がある講座になってます。対して、まだ持ってない方の講座というのは、令和3年、4年度続ける中で徐々に予約に余裕が出てくるような状況になっておりますので、もうスマホは皆さんかなりの数を持ってらっしゃるんですけど、委員が先ほどおっしゃったみたいにそういったデジタルとかを使えない方が多くなってきていると思いますので、これからそういった方がうまくデジタルのサービス、先ほどのコンビニなんかもそうですけども、そういったものが使えるように行政のほうから丁寧にケアしてあげるのが必要になるのではないかなとこのように考えております。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 本当にそうだと思うんですね。LINE登録して、コーちゃんカード、何だったっけ。コーちゃんマイレージ。チャレンジカードというか、紙であるのと今LINEのほうでLINE登録するとコーちゃんマイレージに行くんですよ。そういうのもやっぱりそのところでポイントを増やしていくというものは、やっぱりどこかそういう、何、その時々で教えてくれる人がいないと。だからそのところの開催したときに、職員さんがこういうふうにできるんですよというのを即言ってくれると使いやすくなると思うんですね。ですので、別に課長のところだけで頑張らなくても、いろんなところで今LINE登録したりとかして、健康マイレージのそういうカードも全部スマホでできるというふうになっているから、全庁的にやっぱり取り組んでいかないと高齢者の人たちがそういう便利さになかなか慣れないのかなと思うんですけど。

○土屋委員長 DX推進課長。

○山本DX推進課長 お答えいたします。

今、事例で挙げていただきましたマイレージのほうですけども、やっぱりそういった声もあるというのを担当課のほうと協議する中で、今年の7月から郵便局でスマホとかが分からない方をサポートするという事業を始めておりまして、そのメニューの1つにもマイレージのカードの登録の仕方ですか、使い方を郵便局の職員のほうから教えていただく。こういったサポートのほうを始めております。あと、やはりおっしゃるとおり、全庁でこういったデジタルデバイドの考えは必要だと思いますので、これからいろいろデジタルを活用した事業どんどん多くなってくると思いますので、先ほどのキャンペーンも私どももサポート窓口等設置いたしましたけども、そういったことは必ず考慮して、住民の皆様がとまどわないようにしていく必要があるかなと考えております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。いいです。

○土屋委員長 次53番、竹内委員。

○竹内委員 共生社会推進費、日本語講座開催事業の参加人数と成果と課題をお伺いいたします。

○土屋委員長 市民課長。

○豊田市民課長 参加人数ですが、春のプレスクールは8組の親子、通年プレスクールは10人の子供が受講いたしました。親子サマースクールは25人の子供、その保護者会には11人の保護者が参加いたしました。大人の日本語教室は74人、子供の日本語教室、鷺津地区は週2回の開催ですが水曜日が31人、金曜日が42人、新居地区、令和4年度から開始したんですが、こちらは週1回10人が受講いたしました。

成果といたしましては、日本語の力が上がることに加えて、通い続けることで子供たちの自信につながっていること。日本の教育について保護者の理解が得られていることなどと考えております。課題といたしましては、令和4年度は新居地区の子供の日本語教室の登録者数が少なかったことと考えております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございます。

サマースクールのほうなんですけれども、子供さん25人と先ほど報告がありましたけれども、この子供さんというのは小学生のみなのですか。

○土屋委員長 市民課長。

○豊田市民課長 小学生・中学生が対象となっております。

○竹内委員 分かりました。

指導員というか指導してくれる方たちがおいでになると思うんですけど、今その指導員さんは充足してるんでしょ

うか。

○土屋委員長 市民課長。

○豊田市民課長 令和5年度になって、そういった相談を委託している団体から受けておりますので、相談に乗っているところです。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 すみません。このサマースクール期間、何日ぐらいやられました。

○土屋委員長 市民課長。

○豊田市民課長 夏休みに10回行っております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございます。

子供たちは、自分でそのスクールに通っていたのか、それとも送迎が必要だったんですか。

○土屋委員長 市民課長。

○豊田市民課長 開催の時間が1時半から3時半、午後の1時半から3時半となっておりますので、なかなか親の送迎がないお子さんもいらっしやっただと考えております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 すみません。以前、私もちょっと手伝いに行ったことがあって、そのときはやはりすごい人数も多くて指導員さんもたくさんいらっしやって、送迎がやっぱりちょっと課題だねみたいになってらっしやいました。その後、やっぱりちょっと国際交流協会の方が送迎もしたということもあつたらしいんですけども、やっぱり子供さんだけで見えるというふうになると、やっぱり鷺津地区とか電車に乗ってくる人がいるのかどうか分かりませんが、25人ぐらいの人数になってしまうのかなとふと思ったので、できることだったらもう少しこういうところが充実できると外国人の子供さんが夏休みに分からないところを教えてもらって、2学期も頑張れるのかなというふうには思います。

いいです。ありがとうございました。

○土屋委員長 54番、加藤委員。

○加藤委員 共生社会推進費ですが、ビデオ通訳サービスはどのような状況で誰が利用したのか。成果と課題を伺います。

○土屋委員長 市民課長。

○豊田市民課長 このサービスは、家庭訪問や市役所内においても外国人総合窓口の通訳さんが不在であったり、ほかの業務にかかりっきりであったりした場合に職員が利用しております。

成果としましては、このサービスを利用することで外国人市民にとっては安心して必要な手続をとれること、職員にとっては正確な事務処理ができていることと考えております。課題としましては、サービスの認知度、まだ十分高いとはいえないことが課題として考えております。

以上です。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤委員 このサービスの相手というのは、どっかの専門会社でどこら辺に、東京とか大阪とか拠点があるんですか。

○土屋委員長 市民課長。

○豊田市民課長 テレビ電話を使っておりますので、東京等に通訳の方がいらっしゃるかと考えております。  
以上です。

○加藤委員 分かりました。

○土屋委員長 55番、滝本委員。

○滝本委員 55番、同じく共生社会推進費ということです。

おおよそのことは、今お二人が聞いていただいたんで分かりましたんですけども、やはり子供たちをやっぱり引きつけるための策というか、そういうのをもう少し考えられたらいいと思いますんで、できるだけ協力して私も参加してみたいなと思いますんでお願いいたします。

○土屋委員長 以上ですか。

○滝本委員 はい。

○土屋委員長 57番、柴田委員。

○柴田委員 57番、市民協働まちづくり推進費です。

文化の香るまちづくり事業の新規の応募状況はいかがでしょう。

○土屋委員長 市民課長。

○豊田市民課長 応募状況ですが、応募していた団体が5団体ございますが、そのうち新規の応募団体は2団体でございます。

以上です。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田委員 こちらの助成金ですけども、例年だんだん同じ団体が同じ活動するための助成金になりつつあるような気が見て取れるんですけども、もっと新しい団体がチャレンジできるような広報ですとか、要綱の見直しも必要ではないかと思っておりますけどもいかがでしょう。

○土屋委員長 市民課長。

○豊田市民課長 今御指摘のあった課題はそのとおりだということで、現在、令和5年度にこの補助金の見直しを行っております。

以上です。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。お願いします。

○土屋委員長 58番、神谷委員。

○神谷委員 58番、新居支所事業費です。

木曾町児童交流事業の決算額が、令和3年度と比較しまして12万3,000円の増額となった理由をお伺いします。

○土屋委員長 新居支所長。

○尾崎新居支所長 お答えします。

令和4年度の夏季交流、夏の交流はコロナの感染症拡大を考慮し新居小児童との交流は中止し、木曾町単独での社会見学の実施いたしました。そして、令和3年度の夏季交流はコロナで中止をしておりますので、増額となった12万3,000円は受入れの費用として支出したしらす釜揚げ体験や、昼のカレーライス代等となります。増額となった理由は、以上でございます。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 すみません。何人ぐらいの児童さんが参加されるんですかね。

○土屋委員長 新居支所長。

○尾崎新居支所長 お答えします。



夏季の交流は、木曾町から5年生75人が参加しております。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 この事業、合併してからずっとやってるわけですけども、今後に向けて課題等はどのように捉えてらっしゃいますか。

○土屋委員長 新居支所長。

○尾崎新居支所長 お答えします。

この事業も、コロナの関係で2年間中止または単独交流という形になって、児童との交流ができていませんでしたので、今年、今年度交流ができてなかなか2年開きますと、なかなかそういった交流の事業というのが大変だったというのがございます。そういった中で、また再開しましたけど引き続きそういった交流事業というのを充実させていきたいというふうに。またそういった中で充実するように取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 担当課として、やはりこの事業は継続していく必要があるという判断でいらっしゃいますか。

○土屋委員長 新居支所長。

○尾崎新居支所長 文化交流親善友好都市であります木曾町と、引き続き実施したいというふうに思っております。

○神谷委員 了解です。

○土屋委員長 59番、竹内委員。

○竹内委員 徴税事務費ですね。

滞納整理機構へ移管した内容はどんなもので、回収率はどのぐらいだったのでしょうか。

○土屋委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。

静岡地方税滞納整理機構への移管については、滞納額はおよそ30万円以上あり、財産調査・居住地調査の困難性や、接触時における滞納者の納税意識が希薄なものを判断して対象者を選定しております。内容としては、最高額260万8,550円を含む100万円以上の案件が4件、50万円以上100万円未満が7件、50万円以下が4件です。回収率は、滞納額全てを合計した1,405万6,000円に対して、919万2,000円を回収しましたので65.4%の回収率となります。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 市でやってるとなかなか回収できないんだけど、滞納整備機構に移管すると65.4%回収できるということとは、市のやり方との違いってどういうことなんですかね。

○土屋委員長 税務課長。

○山本税務課長 こちら地方税滞納整理機構につきましては、滞納整理を目的とした専門性の高い機関となります。

そちらにつきましては、市町村からの職員が行ったりするんですけども、弁護士とか国税庁のOBとかもいますので、いろいろ指導をいただきながらそちらの専門性の高い徴収業務を行っておりますので、かなり徴収率は高いものとなっております。

○竹内委員 分かりました。

それで、こここのところに湖西市からも職員が1人行ってるんですね。

○土屋委員長 総務部長。

○田内総務部長 すみません。総務部長がお答えします。

今、現在1人派遣しております。

以上でございます。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございます。

ずっと行ってたと思うんですけど、そういう職員さんというのはいろんなことを勉強してくる。勉強というか、やっぱり見て学んで帰ってこられると思うんですよね。そうすると、帰ってきたらまた税務課に配置されてるんでしょうか。聞きたいのはそこです。

○土屋委員長 総務部長、お願いします。

○田内総務部長 基本的には、今税務業務を行った職員が滞納整理機構のほうへ行きまして、戻ってきてからは基本的には税務課、または保険年金課等の職場に戻るパターンが多いです。

以上です。

○竹内委員 ありがとうございます。

やはり、循環よくしていってほしいなと思います。

終わります。

○土屋委員長 60番、神谷委員。

○神谷委員 60番、同じく徴税事務費です。

静岡地方税滞納整理機構及び地方税共同機構の負担金の増額理由をお伺いします。

○土屋委員長 税務課長。

○山本税務課長 お答えします。

静岡地方税滞納整理機構の負担金の主な増額につきましては、滞納整理を目的とする専門性の高い機関による徴収業務により収納率の向上を図るため、移管者数を令和3年度より5件増やし、年間15件移管しました。このことにより、1件当たり11万円の処理件数割がかかりますので、11万円の5件分で55万円が増額されたものでございます。

地方税共同機構は、地方公共団体が共同して運営する組織として地方税法に基づき設立された組織で、地方税に関する事務の合理化と、納税者の利便性向上のためにインターネットを利用して地方税手続の電子的システムの管理運営等を行っています。

負担金につきましては、人口、税収、納税義務者から算出した金額を全国の市町村で案分しています。令和4年度の地方税共同機構の事務運営費としましては、個人住民税の給与支払報告書、法人市民税、固定資産税償却資産などの電子申告や、地方税共通納税システムを利用した電子納付が進められていること。加えて、軽自動車税に関する届出や、納付情報の照会のオンライン化の費用も計上されることとなったことから、本市分として57万5,007円が増額されたものでございます。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと55万円増額になっているんですけども、昨年、令和4年度の支出額が228万6,094円となっております。こういった金額が、それぞれの地域によって差はあるものの、全国が加入している団体と先ほどの答弁がありましたので、この機構が東京に存在していて先ほどありましたいろんな事務処理を行ってしてくれる。入ってない自治体はないという解釈と、そういうことでよろしいんですか。

○土屋委員長 税務課長。

○山本税務課長 全国の自治体が加入しているものでございます。

○土屋委員長 神谷委員。

- 神谷委員 この機構というのは東京のほうに所在してるんですか。
- 土屋委員長 税務課長。
- 山本税務課長 東京でございます。
- 土屋委員長 神谷委員。
- 神谷委員 例えば何かそういったことで、何ていうんですかね。総会とかそういったものに湖西市代表でどなたか  
が出かけるとか、そういったことはないんですかね。ありますか。
- 土屋委員長 税務課長。
- 山本税務課長 全国の説明会が毎年ありますので、そちらのほうは行くことはないんです。オンライン等で確認す  
ることはできます。  
以上です。
- 土屋委員長 神谷委員。
- 神谷委員 分かりました。そうしますと、全国的な機構ということで、なかなか総会的なものとかそういったもの  
に参加するという状況にはないということかなと理解します。  
ありがとうございます。
- 土屋委員長 あと1問でこの項終わるんで、竹内委員すみません。お願いします。
- 竹内委員 戸籍・住民記録事務費、コンビニ交付の費用対効果をお伺いいたします。
- 土屋委員長 市民課長。
- 豊田市民課長 令和4年度の利用件数は、前年度に比べ3,754件増えており、多くの方がコンビニで証明書を取得  
していることから市民サービス向上の面で効果が上がっているものと考えております。また、コンビニ交付導入に  
伴い、運営負担金という経費が毎年かかっております。こちらは市の人口規模により金額が決まっておりますが、  
コンビニ交付の利用が年々増加していることに伴い、証明書1枚当たりの負担金も下がっていることから、費用面  
での効果も上がっているものと考えております。  
以上です。
- 土屋委員長 竹内委員。
- 竹内委員 分かりました。いいです。皆さんに喜ばれてるということですので。
- 土屋委員長 次、38番の竹内委員の企画政策課長から答弁をお願いします。
- 馬淵企画政策課長 先ほど、38番の問いに対して調べができましたのでお答えさせていただきたいと思います。  
市内の企業の転入件数でございますけれども、住もっか「こさい」定住促進奨励金につきましては、124件のうち  
市内企業の勤務者74件です。うち、純然に市外からの流入者は13件というふうになっております。先ほど市内企  
業に重点を置いているというところでもございましたけれども、やはりまだまだ認知度が低いということがアンケ  
ー調査で分かっておりますので、そこについてはプロモーション戦略等で重点的にやっていきたいということで取  
り組んでるものでございます。  
以上です。
- 土屋委員長 竹内委員。
- 竹内委員 ありがとうございます。
- 土屋委員長 これにて、2款総務費について通告されました質疑は終わりました。  
ほかに質疑のある方はございませんか。  
神谷委員。
- 神谷委員 36番目、荻野委員の市制50周年をどう評価しているかということですが、これって開催内容を見  
ますと結構若い年齢層の方を対象に行われたと思うんですけども、そういった感想等のアンケートとか何か取られ

ましたでしょうか。

○土屋委員長 企画課長。

○馬淵企画政策課長 参加者のアンケートというのは特に取っておりません。

すみません。トヨタ自動車様からの特別事業については中学生にアンケートをとりまして、それについては非常にものづくりに対しての理解が深まったとか、そういう新たな自分が知らない世界に対して興味を持ったというような意見がございまして、非常にそういった中学生に対しては効果的であったというふうな効果は測定はしております。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 それこそ、何周年という私前にも言ったんですけども、そこまで培ってきている年齢を重ねた方もいらっしゃると思います。今回の事業を見ていて、なかなかそういった年齢層に及ばない感想も耳に入ってきますので、60周年に向けて成果を出していくということであれば、そういったことも配慮していただきたいなと思っております。この件に関しては御答弁いいです。要望で。

それともう一点いいでしょうか、委員長。

○土屋委員長 どうぞ。

○神谷委員 39番の竹内委員の公共施設マネジメント推進事業費です。

これに関しまして、修繕とか何かは成果がすぐ分かるんですけども、それ以外のことに関してチェックされたりはしてるのでしょうか。どうでしょうか。受け入れた側が、包括さんが入ってきてくれた仕事に対しての評価等の確認はされているのでしょうか。

○土屋委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。

包括施設管理業務を請け負う業者さんとは、月1定例で打合せを行っており、毎月そちらの進捗状況も含めて確認をしております。

以上でございます。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 月1定例で情報交換してるということですけども、受け入れた側の感想というものもあると思いますので、少しそういったほうにも視点を置いていただきたいなと思います。

終わります。

○土屋委員長 ほかに、2款についてありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 以上で、2款の総務費の質疑を終わります。

ここで休憩いたします。ちょっと時間過ぎてすみません。

再開は、13時ちょうどとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午後0時05分 休憩

---

午後1時00分 再開

○土屋委員長 では、休憩を解いて会議を再開いたします。

ここで議員の皆様にも再度、朝も冒頭にもお伝えしたんですけども、決算特別委員会は一般質問の場ではございませんので、議事進行のため委員の皆様も決算審査の趣旨をよく理解した上で発言をお願いいたします。また、各委員は意見や要望の発言は控えていただいて、発言が長時間にならないよう簡潔明瞭にお願いします。また、回答をし

ていただく職員の皆様にも簡潔にお願いをいたしたいと思しますので、よろしくお願いをいたします。

では、3款から入ります。

3款民生費について始めます。

62番、竹内委員。

○竹内委員 社会福祉関係経費。

事務事業評価による避難行動要支援者の個別避難計画策定件数を伺います。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えします。

令和4年度から7人分の避難計画の作成に着手したと。年度内、令和4年度内に5件終了しまして、今現在7人全員分が完了しているということです。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

今後これは、結構要支援台帳にまとめてくということ自体も難しいような、うちの地区では。そういうふうになってるんですけど、市としてはどういうふうに進めていくんですか。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 要支援台帳のほうは、まずは災害時に自ら避難されることが困難だと想定される。その中で、最重要という形の方々にいつ誰がどのように助けるか。その方を助けるかというのが個別避難計画になっておりますので、まず地区のほうから、モデル地区が決まっておりますので、地区のほうからそういう方たちを抜粋していただかないと、まず地域福祉課のほうだけではそういう方たちの状況というのがなかなか判断しづらいところもありますので、まず地域の方々と協働してしっかりその辺を進めていきたいと。個別避難計画が必要という形ではっきりしたならば、その方たちについて今度は順番を決めたりだとか、どの方を最優先として持っていくかというような形で進んでいきます。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。いいです。ありがとうございます。

○土屋委員長 63番、神谷委員。

○神谷委員 63番、遺族援護費におけます遺族会補助金が前年度よりも増額となった理由をお伺いします。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えします。

令和4年度に遺族会補助金が25万円増額になっておるんですが、令和2年度、3年度とコロナ禍でございました。ですので、コロナ禍において遺族会のほうの事業、研修会が開催できなかったというのが一番大きな理由でございます。したがって、会員数の減少はそこまで大きく影響したものではありません。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 65番、佐原委員。

○佐原委員 在宅福祉費。

軽度生活援助事業の利用者は1人で、1時間の利用で1,000円でした。社協のちーとサポート事業で代替できるのではないかと思います。継続する理由をお願いします。

○土屋委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 軽度生活援助事業につきましては、在宅福祉サービスの1つとして事業を継続してまいりましたが、令和4年4月より湖西市社会福祉協議会のちーとサポート事業が開始されたことに伴い、同様のサービスが受けられる体制が整いましたので、軽度生活援助事業は令和4年度をもって終了したところでございます。以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございます。いいです。

○土屋委員長 66番、山本晃子委員。

○山本委員 66番、在宅福祉費です。

すみません。今の回答で終了したことを理解しました。失礼いたしました。

○土屋委員長 67番、竹内委員。

○竹内委員 在宅福祉費の成年後見制度の利用の相談件数、その成果と課題を伺います。

○土屋委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 成年後見制度中核機関業務は、令和4年度より湖西市社会福祉協議会に委託しスタートいたしました。実施した業務内容は、主な中核機関の役割のうち、相談業務と広報業務の2つでございます。相談業務は、1次相談窓口である包括支援センターからの相談や、市民を対象とした出張相談会の開催などにより年間16件の相談内容を受け付け、支援をいたしました。この中には、その後関係者間で協議し、後見人が選任されたケースもございます。これは16件中1件そういったケースがございます。

また、広報業務といたしましては、福祉関係者向けの研修会を1回開催し、成年後見制度の周知を行いました。課題といたしましては、まだ相談件数が少ないことから制度の認識や理解が十分周知できていないと感じております。このようなことから、引き続き広報業務を充実させ、制度について周知していくことにより必要な方が相談できる体制を確立させていきたいと考えております。

以上でございます。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 出張相談に行っ、出張相談が16件された。

○阿部高齢者福祉課長 そうではございません。出張相談で受け付けた件数は4件ですかね。5件ですね。

○竹内委員 すみません。また元に戻るんですけど、出張相談というのは、相談したい人のところまで行くということですか。

○阿部高齢者福祉課長 こちらから出向いて開催をしております。

○竹内委員 分かりました。

それで、成年後見人制度が決まったのが、1件あったということですね。

○阿部高齢者福祉課長 そうです。そのとおりでございます。

○竹内委員 ありがとうございます。分かりました。

○土屋委員長 それで、今のやり取りでもそうなんですけども、質問者・答弁者の方をお願いしたいと思います。委員長の許可を得てから発言するようにお願いをいたします。

68番、加藤委員。

○加藤委員 在宅福祉費ですが、はつらつセンター利用者数が前年に比べ大きく異なっています。65歳未満が減少して65歳以上は増加している。その理由を伺います。

○土屋委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 はつらつセンター利用者数の変動理由につきましては、65歳未満利用者数の主な減少理由は、

はつらつセンターが選挙会場になっていることから、令和3年度に計3回行われた国政選挙及び県政選挙の来場者数と、令和4年度に1回行われた国政選挙の来場者数との差が大きく影響しております。また、65歳以上利用者数の増加理由については、各種介護予防教室の開催回数が増えたこと、また令和4年度から始めた介護予防のための15分体操に毎日参加してくださる方が増えてきたことによるものでございます。

以上でございます。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤委員 今、選挙会場でその人数もカウントって言われましたけど、これ別個にしたらどうですか。見て分かるように。ぱっと見て。よろしくをお願いします。

○土屋委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 それも検討させていただきたいと思います。

以上です。

○土屋委員長 69番、竹内委員。

○竹内委員 同じところで、はつらつセンター管理運営事業費410万8,000円の内訳と、職員の業務内容をお願いいたします。

○土屋委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 内訳につきましては、主なものは職員2名の報酬費383万9,000円。光熱水費等の需用費が61万9,000円。電話料や浄化槽の管理手数料等の役務費が32万3,000円。AEDやコピー機等の賃借料が7万6,000円。浄化槽保守点検と夜間利用時の管理業務の委託料5万1,000円でございます。

また、職員の業務内容につきましては、はつらつセンターの施設運営。これは貸館業務と清掃が主なものになりますが、及び介護予防指導員として介護予防教室の運営を実施しているところでございます。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりましたけど、さっきの加藤委員のことも踏まえまして、このはつらつセンター管理運営事業のこの書き方だと、本当にはつらつセンターの要は介護予防拠点施設なんだけど、その施設のやっていることが分からないのでこの書き方は私はあんまりよくないと思うので、ちょっとはつらつセンター管理運営事業のところの何か書き方を変えてほしいんですね。本当のことという。介護予防拠点施設らしい書き方にしてもらいたいんですけど。要望しちゃいけないんですけど、すみません。

○土屋委員長 高齢者福祉課長、いいですか。

○阿部高齢者福祉課長 そちらのほうにまた沿った形で、ちょっと来年度以降検討したいと思います。

○土屋委員長 70番、神谷委員。

○神谷委員 70番、地域生活支援事業費におけます身体障害者入浴サービス事業費の増額理由をお伺いします。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 まず、主要施策説明書68ページになります。7名で383回のサービス利用の記載は誤りでございました。正しくは7名で利用が474回。4回の減ではなく87回の増でありましたので、その点この場をお借りしてお詫び申し上げます。どうもすみませんでした。

増額理由につきましては、利用者全般に年間を通じての利用が多くなったこと。人数の絶対数は変わっていないんですが、利用者的人数は変わっていないんですが、1人の方で回数が医師の指示によって増えたということがございましたので、その方は皮膚疾患等の理由によって医師から入浴回数を増やす指示があったことなどが理由となります。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

- 神谷委員 そうしますと、87回増えたということで115万9,000円増額になったという。
- 土屋委員長 地域福祉課長。
- 松山地域福祉課長 そのとおりです。
- 土屋委員長 神谷委員。
- 神谷委員 そうしますと、1回当たりとかという金額はいかがでしょうか。もしお分かりにならなければ後で構いません。
- 土屋委員長 地域福祉課長。
- 松山地域福祉課長 入浴1回当たりについては1万2,600円。それから、全身入浴が困難で清拭、拭くやつですね。清拭とか部分浴を行った場合には1万1,340円という金額の設定でなってます。お願いします。
- 土屋委員長 神谷委員。
- 神谷委員 ありがとうございます。終わります。
- 土屋委員長 72番、二橋委員。
- 二橋委員 72番、児童健全育成事業費なんですけども、ここで発達支援事業の体制整備の研修ということでありますが、この研修によってどのような成果が得られたかお聞きします。
- 土屋委員長 こども未来課長。
- 野原こども未来課長 令和4年度は、令和6年度中に新所に開設予定の子育て支援センターにおいて、発達相談支援事業を展開していくための準備期間とさせていただきます。研修の内容としましては、沼津市にてペアレントプログラム関連の研修に2日間保育士1名が参加。島田市の県発達障害者支援センター主催の研修に保健師1名と保育士2名が参加したほか、オンラインの研修に随時参加し発達相談支援スキルの習得と向上に努めました。また、他市と情報交換をし、発達支援体制づくりの参考としました。
- 成果としましては、現在もおぼとで行っている発達支援教室や各園の訪問指導等に研修で学んだスキルを生かして活動していることや、発達相談支援に関する事業内容とそれに関わる各職種の役割や連携など、事業を展開していくための方向性を得たことが成果と言えると考えています。
- 以上です。
- 土屋委員長 二橋委員。
- 二橋委員 ありがとうございます。
- いずれにしろこの発達支援に関しては、先進地もいろいろあるんですけども、それなりの補助員というか指導員、そうしたコーディネーターがやっぱり湖西市にも必要だとそんなふうに考えてますので、これからもぜひ準備のためをお願いしたいと思います。
- 以上です。
- 土屋委員長 73番、山本晃子委員。
- 山本委員 73番、児童健全育成事業費に関してです。
- 今の件で確認できたんですが、1点この研修の中に合理的配慮についてというものは含まれておりましたでしょうか。
- 土屋委員長 こども未来課長。
- 野原こども未来課長 研修の合理的配慮そのものものというものはないんですけども、園訪問とか先生方からの相談を受けるという業務がありますので、園で実施可能である合理的配慮の観点に基づいた対応の仕方とか、保育環境などのアドバイスができるような研修を今学んでいるところでございます。
- 以上です。



○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございました。

○土屋委員長 74番、竹内委員。

○竹内委員 同じところです。

先ほどの答弁で、沼津市の研修でペアレント研修をされているわけなんですけれども、ペアレント研修してきてその後、どういうふうスキル上げるためにやられました。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 今年度は、まだペアレントプログラムの事業というものはやっておりませんが、新所が開設したときにそのような講座なども取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 私が言いたいのは、研修してきてからそのまま継続して、別に実際にやってくださいという意味じゃなくて、覚えたことを忘れないようにやっていかなきゃ駄目だよということを私は言ってるんです。ですので、それがあったら教えてください。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 お答えします。

現在、発達支援教室をおぼとで行っておりますけれども、その中でもお母さん方に向けてお話をする時間がありまして、そのときに学んだことを伝えております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。ありがとうございます。

それともう一ついいですか。

○土屋委員長 はい。

○竹内委員 オンライン研修をされているということで今教えていただいたんだけど、オンライン研修ってどのようなこと、どういう内容のものを学んでいるのか教えてください。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 いくつかあるんですけど、乳幼児期における発達が気になる子の把握と理解というテーマで、健診における健診の中での気づきの研修。また、発達支援教室や園における支援とか、関係機関や職種の連携についての研修などを講師の講話などと併せてグループワークなどを通してりながら学んできました。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。いいです。

○土屋委員長 75番、神谷委員。

○神谷委員 75番、子育て支援センター運営事業費におけます、子育て支援センター利用促進に令和4年度尽力されたことや課題があればお伺いします。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 利用促進のための広報としましては、毎月発行している「のびりん通信」に子育て支援センターで行っている事業の内容とか日程などの情報を載せ、公共施設の窓口等に配架するほか、WebサイトやLINEを利用した配信等も行うことで、今の世代の保護者の目に触れられるよう工夫しております。また、課内のほかの係とも連携し、教室などでの広報も始めたところです。

課題としましては、出生数の減少や低年齢のうちから就園するお子さんが増えているといった状況から、子育て支援センターの利用者が減少していく可能性を考える中で、子育て支援センターが地域に根づいた子育てを支援する場所として、今後も利用したくなるような施設となるよう保護者のニーズに合った事業の展開と広報活動に努力しているところです。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 それでは、76番。神谷委員。

○神谷委員 同じところになります。

ファミリーサポートセンター運営事業の評価をお伺いします。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 令和4年度の依頼状況は811件で、令和3年度の1,001件から190件減少しています。この件数は、お子さん1人に対して1件と数えていますので、令和3年度に3人の兄弟の送迎を恒常的に利用していた方が令和4年度に家庭の事情が変わりまして、利用の回数が1家庭で170件減少していることによる影響が大きいと考えます。逆に協力会員の数は、令和3年度の20人に対して令和4年度は25人と増加していますが、25人のうち10人ほどは登録はしていても実際の活動はしていない状況です。また、活動している会員は高齢になってきている方が多く、車での送迎のサポートはできないという方もいらっしゃいます。令和4年度の依頼811件のうち、保育園や放課後児童クラブ、習い事の送迎の依頼が558件と70%弱でありまして、協力会員の数は増えていても実質は需要に対し不足していることが課題であります。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。

これから学校の部活等もなくなっていくと、またこういったニーズも増えてくるのかなと考えていました。今の御答弁にもありましたように、送迎となると協力会員さんの高齢化もあるということで、何とかもう少し若い年齢の方にも協力会員となっていただけのような何か働きかけをする必要性は感じました。また、来年度に向けて御検討ください。

終わります。ありがとうございます。

○土屋委員長 77番、竹内委員。

○竹内委員 「0123」のにこにこ子育て支援事業の成果と課題を伺います。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 にこにこ広場について、成果としては親子同士の出会いや交流の場となり、安心して子育てができる環境づくりを支援したことで、保護者が孤立するのを防いできました。課題としましては、地域によって利用者がいなかったり、1組しか利用がなかったりする日が目立つことです。考えられる理由としましては、出生率の低下や低年齢からの保育園・こども園の利用が増えているといったことによりまして、地域で育つ子供が減っているということがあります。また、当市に暮らす方はほとんど自家用車で移動していることで、住まいの近くに限らず少し遠くても気に入った場所へ出向くということなども考えられます。

にこにこ広場の目的である親子の交流というものがままならない状況にある施設への出張広場については、実施場所の統廃合を含めて検討の必要があると考えています。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 実際本当に今おっしゃられたように、今後統廃合を考えていくというところまで来ていたと思います。このにこにこ広場って必要ですか。統廃合は考えてるんだけど、どうですか。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 にこにこ広場の事業自体は、やはり就園してないお子さんとその親御さんに対していろいろ支援をしていくという意味で必要な事業だとは思っていますが、各地域に出向いて今のような形で行うというものは、せっかく出向いても全然その親子しかその場所にいないということでは、せっかく出張した意味がないかなと思いますので、そういった方にはどこに行ったらほかの親御さんがいてどんなことをやってますよという広報をしまして、サポートしていきたいなと考えています。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 私もいけないと思うんですけど、今頃になってそういう事業が効果的だったかどうかというのを議会のほうで言うのはいけないんだけど、本当にやってる人たちというのは、その現場がよく見えていたと思うんですね。コロナという3年間もあったので、なかなか変えることもできなかったと思うんだけど、実際その現場で働いている方たちはやっぱり何が必要であるかというのが一番分かっていると思うんですね。やはり効果的に市民のためにいろんなそういう子育て支援を開催していくということが大事だと思うので、勇気を持ってこれはもうやめていくという選択をして、もっとここのところに力を入れてくというやっぱりそういう仕事。やっぱりもう令和4年度決算今頃やって、じゃあというのも令和6年度にそれを見直すようになってしまったのでいけないと思いますが、やはり気づいたことはやっぱりそちらの担当からしっかりと改善していってほしいなと思います。終わります。

○土屋委員長 78番、竹内委員。

○竹内委員 要保護児童等支援対策事業費。

相談実人数が増えた要因と、児童虐待の相談の中に無園児はいなかったかどうか。それから、児童相談所につなげたものはあったかどうか。研修会の成果を伺います。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 令和4年度は職員が動員されましたので、これまで実施していなかった市内全ての学校訪問、園訪問、学童訪問等を行いました。そして、積極的な情報収集を行ったため、結果的に相談人数が増えた形となっております。また、令和3年12月に児童相談システムを導入し、個々の支援経過記録をシステムで管理できるようになったことで、些細な情報でもその都度入力をして1件と数えるようになったことも相談件数の増加の一因となっております。

相談受理した児童の中に無園児はおりませんでした。西部児童相談所とは常に風通しのよい良好な関係を築けており、密に連絡を取り合って対応することが可能ですので、連携を取り合っているケースは多数ございます。その中で、一時保護となったケースは3家庭あり、実人数は4名となっております。

主な研修会としましては、児童相談所と合同で行う児童福祉士任用前講習会です。基本的知識に加え、家庭児童相談担当として相談者と向き合う際の心構え等を学びました。研修内容は、ケースのアセスメントを行う際に気をつけるポイントとして意識することができ、支援に役立てております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 今覚えているのから先に言います。相談の研修、心構えとかそういうのを研修してくるんですね。児童相談所の方と合同でというか。その中で、研修に行くのというのは何人で行くんですか。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 一度に全員は参加できないんですけども、随時行っておりますので令和3年度、4年度、5年度もそこに配属になった職員、正規の職員が出向いて研修してまいりました。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 研修してきてから、先生たち全員にスキルというか、また伝えるってことあるんですか。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 研修に行きましたら、帰ってきて研修報告は必ず行っておりますが、前年度からいる職員から学びながら相談の対応はそこに配属になったときから始めますけれども、その年度の中で随時研修を受けてきてスキルアップをしながら対応に努めているというところです。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 ということは、幼稚園の先生は皆さんこういうことは一応基本というか、基礎は全員の方が御存じということでもいいんですかね。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 幼稚園の職員がこのような虐待の対応とかそういったことに長けているかというのと、そのような研修はちょっと幼稚園のほうでは受けておりませんが、そこに配属になった職員がたまたま保育士であれば保育士でも学ぶという状況です。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

もう一ついいですか。

○土屋委員長 はい。

○竹内委員 相談システムを導入して、令和3年から。それでそのものは、共有して見ることができるんですか。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 相談係の中では常に共有して、誰かが入れた経過をみんなで見ることもできますし、応援係、母子保健の者がいる応援係とも同じシステムを使っておりますので、健診などでフォローをしているお子さんがいるかどうかということも共有することができております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 こういうのをみんなで共有し合って、例えば事例があったとしますよね。その中で、お互いが意見交換みたいのをしながらその支援をしてくというような体制づくりというのはできているんでしょうか。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 課内の中では、常にちょっとハイリスクなお宅のことについては、お互いに情報を共有し合いまして、応援係と相談係とあと発達気になるお子さんであれば発達係と共有して、その御家庭にどのような支援が必要かということをお話し合うことはできていると思っております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 この事業はしっかりと成果を出しているというふうに判断していいんですね。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 そのように思っております。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。いいです。終わります。

○土屋委員長 80番、竹内委員。

○竹内委員 放課後児童健全育成事業費で、1年から6年生までの希望者の受入れはできましたか。支援員の研修はされていきましたか。けがや事故はありませんでしたか。保護者からの苦情はありませんでしたかを伺います。

○土屋委員長 教育総務課長。

○戸田教育総務課長 お答えします。

令和4年度当初の放課後児童クラブの申込み児童数は691人。登録児童数が616人。申込みに対して81.9%、約9割の児童を受け入れております。支援員の研修につきましては、静岡県が主催した支援員資格研修、支援員等実地研修、支援員等資質向上研修の3回の研修を延べ27人が受講しております。けがや事故につきましては、外遊びの最中にボールの上に乗って転倒してしまい骨折した事例が1件ありました。保護者からの苦情につきましては、受入れに関することや支援員の対応に関する事など9件報告がありました。苦情に対しましては、事実確認を行うなど関係者と連携をし解決に努めたところです。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 支援員は、支援の研修のところでちょっと伺いながらいくんですけど、支援員は全体で何人いらっしゃったのでしょうか。

○土屋委員長 教育総務課長。

○戸田教育総務課長 すみません。ちょっと後ほど確認をさせていただきたいと思いますが。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 じゃあいいです。ごめんなさい。この支援員の研修なんですけど、今回27人の方が3回ほどやられてるんですけど、私の記憶だと学童の支援員になったときに1回、1回という研修を受けなければならないというふうになってましたよね。

○土屋委員長 教育総務課長。

○戸田教育総務課長 お答えします。

支援員になるためには研修を受講が必要になっております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 この27人というのは新しい人たちなのか、それとも今まで研修を受けてなかったもんだから、そこへ市の人が行ってくださいと言ったのか、自主的に行ったのかどうなんでしょうか。

○土屋委員長 教育総務課長。

○戸田教育総務課長 お答えします。

支援員の資格研修を受けたのは、27人のうちの11人。残りの人数が実地研修と資質向上研修のほうを受講しております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

それともう一ついい。

○土屋委員長 はい。

○竹内委員 先ほどけがが、ちょっとボールに乗っちゃって骨折したというけがの話があったんですけども、その

けがの治療費とかそういうのは何か保険みたいのがあるんですか。

○土屋委員長 教育総務課長。

○戸田教育総務課長 お答えします。

各クラブで保険に加入をしておりますので、そちらのほうで対応させていただいております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございます。

○土屋委員長 81番、佐原委員。

○佐原委員 母子家庭等自立支援事業費です。

母子自立支援給付金支給事業に、高等技能訓練促進費2人分219万7,000円とありますが、1人100万円以上の高等技能というのはどういう仕事なのでしょうか。

○土屋委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

高等技能訓練促進費は、20歳未満の児童を養育するひとり親で児童扶養手当を受給しているか、児童扶養手当は受給してはいないが同等の所得水準の方が、資格を取得するために専門学校などへ通学する期間中の生活費を援助する目的で、高等職業訓練促進給付金を支給するものです。対象の資格は看護師、准看護師や保育士、介護福祉士などの13の資格としています。令和4年度に給付金を支給した2名は、1人は看護師、もう一人は准看護師の資格を取得するために専門学校へ通学しておりました。支給の対象期間は4年を上限とし、支給額は市町村民税非課税世帯の場合は月10万円、課税世帯の場合は月7万5,000円。対象期間の最後の12か月は、先ほど申しました支給額に4万円を増額して支給をしております。なお、支給額の4分の3は国が負担しており、市町村の負担額は支給額の4分の1となっております。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。生活費の助成ということが分かったんですけど、看護学校へ行く学費とかそういうのは自分で払うということですかね。

○土屋委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

おっしゃるとおりで、学費等は自己負担になります。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。

次82番、母子家庭等自立支援事業費。

同じところですけど、母子家庭等対策総合支援業務の委託料の内訳をお願いします。

○土屋委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

母子家庭等対策総合支援業務は、母子家庭や父子家庭などで子育てに支援を必要とする世帯に対しまして生活援助や学習支援などを行うため、市の実施要項に基づいて「湖西市ひとり親・寡婦福祉会」に業務を委託しております。委託料は、登録した家庭がサービスを利用した時間数等に応じて支払うもので、令和4年度は9世帯13名の登録がありました。内訳といたしましては、ひとり親家庭の子供の放課後の居場所の施設の使用料といたしまして、1時間当たり1,350円で、延べ871時間分の117万5,850円。次に、日常生活支援といたしまして、日中の生活援助事業

を1時間を基準とした活動単位当たり1,860円で、延べ36単位分で6万6,960円。次に、生活向上支援といたしまして、子供の生活学習支援事業を1回当たり、これは半日になりますが、6,590円で延べ45回の29万6,550円。最後に、光熱水費や事務員の賃金等の事務費といたしまして、56万9,991円。以上の合計210万9,351円から利用世帯の区分ごとに単価を設定して徴収いたします利用者負担額の合計7万9,220円を差し引いた203万131円が令和4年度の委託料となっております。

前年度から約17万円の減額となった理由といたしましては、令和3年度に22世帯30名あった登録者が減少したことによるものと考えられます。なお、登録者数は大きく減少いたしましたが、利用頻度が高い登録者は残ったため委託料は大きく減少しなかったものです。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 すみません。もう一度、利用世帯は令和4年度は9世帯13名でいいですか。すごい本当に減ってるけど。

○土屋委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

先ほど御説明したとおり、令和4年度は9世帯13名の登録でございました。この大きく減少しました理由といたしまして、受託先の湖西市ひとり親・寡婦福祉会が受入れ体制が高齢化したなどの理由で十分維持できなくなっておまして、会の意向で新規の会員の登録を今一旦ストップしているということがあることと考えられます。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございます。

じゃあ放課後児童クラブには行かずに、独り親家庭の方は、この委託先の寡婦福祉会のほうに家が近ければってことですかね。きっとそんなすごい新所原から鷺津までわざわざ来ってこともないと思うので。

○土屋委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

今委員おっしゃったとおり、委託先は鷺津にあることから利用者は鷺津地区が多くなってるかなと思います。ですので、鷺津地区で独り親家庭のお子さまに関しては、こちらの寡婦福祉会のほうで放課後等過ごしているものと思われま。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 あと、すみません。いいですか委員長。

学習支援やると6,000円とかなんとかって言われましたよね。内訳ね。今全部手書きで書いてるからちょっと違ったら申し訳ないんですけど、そういう学習支援するには何かもっと学校の先生とかじゃなくて、寡婦福祉会の中のメンバーさんなんですか。あるいは寡婦福祉会がそういう小学校6年生でどのくらいの勉強を教えるか分かりませんけども、普通の主婦でいいんですかね。

○土屋委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 生活学習支援事業につきましては、1回で6,590円の単価でございますが、こちらの内容、直接先生のように勉強を教えるということではなく、勉強が習慣づけるように指導するとか見守るような内容となっております。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。○佐原委員 分かりました。

この受入れ先の寡婦福祉会が高齢化で人数制限しちゃっているということが、ちょっと今後課題かなと思いました

ね。

ありがとうございました。

○土屋委員長 83番、山本委員。

○山本委員 生活保護費に関してです。

生活保護費を受給している外国籍世帯の数を教えてください。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えします。

湖西市内の外国籍の生活保護の受給世帯なんですが、5年の3月末、令和4年度の終わりで4世帯の6人。これが令和3年の4月に一番多くなったときがありまして、7世帯の11人だったものから少しずつ減ってるような今現在の状況となっております。全国的には問題になっていると思うんですが、外国籍世帯の外国人の方々の不正受給に関しましては、今のところ湖西では案件としては上がっておりません。

以上です。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 差し支えなければ、国別で教えていただけますか。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 ブラジルの世帯が3、それからベトナム国籍の方、世帯が1という形になります。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございました。

○土屋委員長 85番、佐原委員。

○佐原委員 生活保護費で、就労支援員報酬2名分399万円の内訳をお願いします。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えします。

就労支援員の就労時間は8時半、朝の8時半から16時の30分。資格について特に定めはございませんが、生活保護受給者で就労を目指す方に寄り添って適切なアドバイスを行い、ハローワークや地域若者サポートステーションはままつなど就労支援組織につなげて、就労活動のためには心身の治療が必要であると判断される場合には治療を促していくなど、それぞれに適した助言・指導を行っているところです。

就労支援員の報酬2名分で399万円の内訳なんですが、給与それから手当で333万円。賞与が66万円という形でありまして、面接時いろんな方が来られると思うんですが、非常に困難な職務と。困難な場合も多い職務ということで、この金額については適切な金額であると思っております。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 人数というか、その時々生活保護受給者のどういう方が、働く年代の人が多いか少ないにもよって活動時間って決まるかなと思うんですけど、時給いくらということではないんですか。1か月でいくら。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 報酬につきましては、湖西市の会計年度任用職員、これの給与の水準を一応適用をしていると。時給かどうかというと、日給という形になります。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 この人たちは、週5日はほぼほぼ出てるということですか。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 そのとおりです。



○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 86番、神谷委員。

○神谷委員 同じところで、2人で支援に当たってくださるということでしたけども、2人で支援体制に問題はなかったか。令和4年度の評価をお伺いします。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えします。

就労支援員は、生活保護受給者に対しての就労支援と現在就労中の者、それから就労開始した者への継続のためのフォローを実施していると。40人ほど生活保護受給者の中で、40人ほど稼働年齢層とって、働けるじゃないかといった年齢層の方に対しては、先ほど言ったように就労活動の提案と相談、こういったものを積極的にしているというところ。令和4年度については、このサポートによって就労につながったケース、まあ途中でやめられちゃったこともあるんですが、5名一応就労につながったというところで一定の評価をしているところでございます。以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 ありがとうございます。

相談は、やっぱり本人が窓口へ出向いて相談に乗ってもらう。訪問して相談とかではないということですね。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えします。

訪問する場合もございます。訪問によって、なかなか窓口に来づらい方もいらっしゃいますので、ときには訪問によってということも行っております。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解です。

ありがとうございます。

○土屋委員長 87番、荻野委員。

○荻野委員 87番、生活保護費。

行旅病人・行旅死亡人取扱い事業のうち、令和4年度に行旅病人1件がありましたが、どんな状況だったのか教えてください。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えをします。

令和4年の3月に新居町駅付近で、住所不定の方なんですが、お腹が痛くて動けなくなったという通報がございまして、それで緊急で湖西病院のほうに運んだという内容です。その後、行方不明に実はなっていました。それで行旅病人という形で、うちのほうで処理をしたという形です。

以上です。

○土屋委員長 荻野委員。

○荻野委員 分かりました。

○土屋委員長 88番、山本委員。

○山本委員 生活困窮者就労準備支援事業の参加者が、ゼロ名なのはなぜなのでしょう。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 お答えします。

この事業については、ひきこもりなどで生活リズムを崩されて就労に耐える力に欠けるといった、生活困窮者と呼

ばれる方々に対して就労の準備、生活力を養うことなどを集団での合宿・就労体験などで、就労に対する基礎能力の形成を養うという目的で、就労自立を目指していくという形のものになります。

令和4年度の参加者ゼロ名については、既にある程度の生活力を持ってらっしゃった方、それから就労準備段階より一步進んだ一般の就労に意欲のある方が多かったこと、また就労活動を急ぐことだけを優先されて、これ実は3週間のプログラムになっておりまして、3週間にわたる事業に参加する意欲のある方がいなかったことなどが理由として挙げられます。

一応、これ社会援護局関係主管課長会議なんていうのがありまして、その中で必須事業化していくぐらい重点項目として取り上げられてはいるんですが、湖西市の実情を考えて、困窮者の方それから就労先とかいろんなことを考えて、果たしてこれが今後必要な事業なのかどうなのかということ、これからの令和6年度の予算に向けてはちょっと精査を今進めていきたいと考えているところです。もし必要であるなら、それなりのしっかりした根拠というものをそろえて次年度この事業を引き続きやっていかなければならないとも思っています。

以上です。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 すみません。3週間のプログラムということでしたが、これは宿泊するんですか。

○土屋委員長 地域福祉課長。

○松山地域福祉課長 宿泊も3週間のうちに、例えば2泊3日であるとか、4泊5日で続けて何々をやるというような形のものプログラムになっております。

以上です。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

○土屋委員長 それから、80番の竹内委員の質疑、教育総務課長に尋ねた件で、答弁を先送りした案件について答弁をお願いします。

教育総務課長。

○戸田教育総務課長 80番の竹内議員への答弁に関しまして、ちょっとまず1点訂正をお願いしたいのが、児童クラブの申込み児童数691名で登録児童数が616名。81.9%、約9割の受入れをということで私答弁したと思うんですけども、割合が89.1%の約9割ということで訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。それともう一点、支援員さんの数についてお聞きですけども、令和4年の4月1日時点で69名ということでございますので、答弁させていただきたいと思います。お願いします。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございます。

○土屋委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 すみません。先ほどナンバー67で竹内委員から御質問のありました、成年後見制度利用の出張相談会の受け付けた相談件数5件と申し上げてしまったんですけども、正確には4件でございました。この場をお借りして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

○土屋委員長 どうぞ。こども政策課長。

○長田こども政策課長 81番の佐原委員の質問に対する答弁の中で、私もちょっと誤りがありましたので訂正させていただきます。母子自立支援給付金につきまして、支給額を市町村民税非課税世帯の場合は月10万円、課税世帯の場合は月7万5,000円と申し上げましたが、課税世帯の場合は7万500円でございましたので訂正してお詫びさせ

ていただきます。申し訳ございませんでした。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。

○土屋委員長 3款民生費については通告された質疑は終わりましたが、ほかに質疑のある方はございませんか。  
神谷委員。

○神谷委員 母子家庭等対策総合業務でしたかね。佐原委員の質問のところでしたけども、あれって独り親家庭のところに学童保育みたいなのを委託したと思うんですけども、その事業とは違うということですか。

○土屋委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 今神谷委員おっしゃった独り親のお子様の学童保育というか、預かり場所づくりのようなものをこちらのひとり親寡婦福祉会のほうに委託しております。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 これたしか、ほぼ全額県からお金が入ってきていた事業だと思うんですけども、受入れ、高齢化によって受入れが人数制限をせざるを得ないというような答弁でしたけども、ごめんなさい。調べてないんですけども、じゃあ県から入ってきているお金もそれ相応に減額されているという解釈でよろしいですか。

○土屋委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

補助金については、国のほうから補助金をいただいているわけですが、委託料に応じて、実績に応じまして補助金を受けておりますので、委託料が減れば補助金の受入れ額も減ってくるということになります。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 それでは、3款民生費については、通告された質疑は終わりました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者〕

○土屋委員長 以上で、3款民生費の質疑を終わります。

ここで、当局者の席の交代がありますので暫時休憩といたします。再開は14時10分とさせていただきます。お願いします。

午後1時56分 休憩

---

午後2時10分 再開

○土屋委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

4款衛生費について90番、山本委員お願いします。

○山本委員 一般諸経費です。

若年がん患者等支援の内容と件数を教えてください。

○土屋委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 若年がん患者等支援事業には3つのメニューがございます。妊孕性温存治療費補助事業、それから医療用補整具購入費補助事業、在宅療養費補助事業、この3つの補助がございます。妊孕性温存治療費補助事業は、将来子供を産み育てることを望む方が、治療の前に卵子や精子、受精卵等の凍結保存を行う妊孕性温存治

療に要する費用を補助するものでございます。それから、医療用補整具購入費補助事業は、医療用ウィッグ、かつらです。や、乳房補正具の購入費用を補助するものでございます。それから、在宅療養費補助事業は、自宅で最期まで日常生活を送るための在宅サービスに係る費用を補助するものです。

令和4年度におきましては、医療用補整具購入費に対する補助が10件、在宅療養費に対する補助が1件でした。以上です。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

1番はゼロ件ということでよろしいですか。妊孕温存療法。

○土屋委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 妊孕性温存治療費補助事業につきましては、令和2年度に1件ありましたが、3年度と4年度はありませんでした。

以上です。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 この若年がん患者というのは、AYA世代と言われる15歳から39歳という理解でよろしいのでしょうか。

○土屋委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 在宅療養に関するものは40歳未満になりますが、ほかのものにつきましては議員おっしゃるとおり、小児AYA世代からの補助対象となります。

以上です。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 ごめんなさい。ちょっと理解ができなかったんですが、40歳未満と15歳から39歳だと、同じではないかなと。

○土屋委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 すみません。医療用補整具につきましては年齢制限はございませんが、妊孕性温存治療費補助事業につきましては43歳未満。在宅療養費の補助事業につきましては40歳未満の方が対象となります。

以上でございます。

○土屋委員長 いいですか。

○山本委員 ありがとうございます。

○土屋委員長 91番、佐原委員。

○佐原委員 母子保健費、母子保健事業費は前年より30万3,000円減少ですが、産後ケア事業利用者は7倍以上。育児相談参加者は100人も増加しております。事務事業評価では「相談先を知らない親が増えている」と「未達成」という公表になっておりますけれども、未達成ならお金を増額しなきゃいけないかなと単純に思うんですけど、減額となっている理由をお願いします。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 母子保健事業費が前年より減額しましたのは、不妊治療費が大きな要因となっています。一般不妊治療費と、特定不妊治療費の助成金の令和3年度の助成は、435万9,214円で、令和4年度は294万5,110円となっております。約141万円の減額となりました。これは、不妊治療費が令和4年度から医療保険適用となり、助成対象となる方が減ったからです。伴走型相談支援で強化すべき事業としては、妊娠期の相談体制を整えることと考えています。相談支援として、保健師が地区担当制で行っていることを生かし、妊娠期に地区担当保健師と面談し、地域で安心して子育てができるための相談先として頼っていただけますよう今後も努力してまいります。

と考えております。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。1つの保険費という中にいろんな項目があったということで、分かりました。

では、続いて92番、同じ母子保健費です。

マタニティタクシー補助率1万490円とありますが、予算は9万円でした。実績が少ないんですけれども、何人利用されたのか。また、ちょっとこの制度がよく周知してないというところもありまして、夜間でも呼べるのかとかその辺お願いします。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 マタニティタクシーの利用助成は、4名の方に行いました。利用助成は償還払いで行っておりまして、どこのタクシー会社でも利用可能です。全てのタクシー会社がというわけではありませんが、事前に登録しておくことで緊急時にも対応してくれたり、体を横にできたり、破水してもシートのクリーニング代を取らないというマタニティタクシーとしての運営をしている会社もあります。当市では、車を所有している世帯が圧倒的に多く妊婦さんが御自身で運転されたり、または御家族の協力で自家用車の通院が多いのが実情でありまして、実績は少なくなっていると思われまして。ただし、マタニティタクシーの趣旨として、緊急時に安心して利用ができるような体制を整えておきたいと思っております。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございます。ぜひ、その趣旨が全うできてほしいんですけど、ちょっと別のところで湖西市の現状を、タクシーの現状聞くと、湖西市は夜間タクシーが呼べないという苦情をいただいて、介護保険施設なんかから。マタニティタクシーってうたってる以上は、マタニティは夜だって旦那さんが夜勤に行ってて突然の破水とか何かで受診しなきゃいけないというとき、湖西市タクシー来ませんと言ったらこの事業は成り立たないので、夜間も大丈夫なのかなというのを確認もしたいんです。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 先ほど答弁の中で少し申し上げましたけれども、全ての会社ではありませんが夜間に使えるタクシー会社は湖西市にもありまして、令和4年度に実際に申請された方のタクシーの利用時間を見ますと、明け方とか深夜になっていましたので、そのようなことから利用はできると思っております。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございます。妊婦さんは安心。市民は不安のままですけど。

ありがとうございます。

○土屋委員長 93番、竹内委員。

○竹内委員 母子保健費、産後ケア事業の成果と課題を伺います。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 伴走型相談支援の中で、妊娠8か月頃のアンケートで不安がある妊婦さんの話を聞いたり、出産後の不安について病院と連携したり、赤ちゃん訪問で話を聞いたりするなどの様々な場面で、育児不安に対する支援方法の1つとして産後ケア事業を紹介し利用していただきました。産後ケアの利用後は、地区担当が定期的に連絡を取って状況を確認したり、教室や健診で乳児の育ちを見守りながら必要時には相談・助言を行い、引き続き支援をしていくこともできました。

課題としましては、こども家庭庁から通知がありましたように、今年度から対象者の見直しがあり、原則として、

支援を必要とする全ての方が利用できるとなりましたので、周知方法や申請方法を工夫していくことでよりスムーズに利用ができるようにすることが課題だと考えております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 私が調べてみたときに、やはり申請が通らなかったものもあつたりとかしたというふうにあつたんですけども、申請は通らないというのはどういうことなのか。全てが通るわけでもないんですよね、もちろん。利用したくても。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 基本的には家庭庁からの通知がある前からも、本人が利用したいというお話があればお話を聞いて利用するということが前提だとは思われますけれども、面談の中で、先ほどもちょっと申しましたけれども、産後ケアだけがお母さんの不安を拭う方法ではないものですから、そのようなことを保健師とよくよく相談をしまして、それで産後ケアが一番妥当だとなれば利用する・違う方法をとるという場合もあつたかと思えます。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 本人は利用したいと思っても、面談をしてるときにやはり担当の方たちが「それはそうじゃないよ。」と言ってほかの代案を出すわけですか。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 そのとおりだと思います。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 その代案をその方に納得してもらって、使っていただきながら子育て支援していくという理解でいいでしょうか。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 そのように保健師が対応しているところです。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 いろんな人がいると思いますので、そこはうまくやっていただきたいなと思います。終わります。

○土屋委員長 94番、竹内委員。

○竹内委員 次、行きます。

同じところで、発達支援教室の成果と課題を伺います。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 発達支援教室は健診のフォロー教室であり、その目的は保護者がお子さんに関わり方を学んだり、育児に対する不安を解消したりすること。発達に課題があるお子さんの経験を増やしたり、人への興味を広げたりして成長・発達を促すことであります。教室の実施により、こども未来課の役割である初期支援という目的はほぼ達成できたと考えております。また、教室を通して保護者同士のつながりができることで、親子の孤立化を防ぐという点においても成果があつたと思えます。

課題としましては、月2回の教室では1回欠席すると次の教室が1か月後になってしまうため、継続した支援や積み重ねが難しいこと、また保育園に就園しているお子さんは教室参加が難しいということがありました。この課題に対しましては、令和5年度は、満2歳の教室を週1回に増やしたということや、保育園等に在籍しているお子さんに関しては、園訪問や園からの相談を通して支援をしたりするというところで改善しております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 すごくやってくださってること分かりましたけれども、この令和4年度に発達支援教室で一番担当者が力を入れてやったことって何だったんですか。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 令和4年度は、第一子のお子さんが教室参加をされている方が多かったものですから、お母さんも子育ての経験がないということで、お母さんへの支援のほうに力を入れて教室を行いました。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございます。

○土屋委員長 それでは95番、竹内委員。

○竹内委員 同じところで、育児相談の成果と課題、それから医療機関へつなげたものがあつたかどうかお願いします。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 育児相談の件数は、令和4年度は延べ231件となっており、令和3年度から100件ほど増加しました。考えられる要因としては、コロナウイルス感染症の関係で外出控えが緩和されたことに加えまして、L o G oフォームでの申込みをできるようにしたことで気軽に申込みができるようになったことが考えられます。また、顔が見える相談先としても十分な成果があつたと考えます。

育児相談では、希望者にはお子さんの計測をすることと、育児に対する悩みを聞くことが主な内容となりまして、そこから医療機関等へつなげることはほとんどありませんが、1歳6か月児健診や3歳児健診等の医師による内科診察で詳しい検査が必要なケースについては医療機関へつなげるということはありません。また、幼児の発達が心配なケースにつきましては、心理判定員等が行う幼児発達相談のほうを経て医療へつなげるということがあります。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 231件の相談がありました。231件って延べですか。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 延べ件数になっております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 そうなってくると、相談実数というのは減りますよね。やっぱり同じ人が何回か繰り返して、困ったから相談するんだと思いますけど、実際的にはどうなんでしょうか。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 令和4年度の231件の相談に対しまして、実数は114人となっております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 それで、やはりこの相談で、さっきの話だとあんまり医療機関とかそういうのにつなげるほど重大なものではなかったということで、市としてのこれからの育児相談のやり方というか、方向性というんですかね。それはやはり何かうまく捉えていくという方法はありますか。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 育児相談のほうは、保護者の方が相談したいと考えて予約をして行っているもので、月に1

回のものなんですけれども、それが先ほどの 231 件なんです、そのほかに保健師のほうで随時の電話の相談で、令和 4 年度ですと 592 件の相談を受けたり、あと来所時の相談で 255 件、あと保健師のほうで家庭訪問をして相談を受けるというのが 889 件となっておりますので、予約制の相談だけではなく随時相談に乗るといった形でいろいろな場面で相談に乗って、必要であれば別の機関とか医療機関にもつなげるケースもあるかと思われま

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。ありがとうございます。

心理判定士のほうにつなげた例というのは、令和 4 年度にはどのぐらいありました。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 実人数で 24 名となっております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございます。終わります。

○土屋委員長 96 番、相曾委員。

○相曾委員 96 番、母子保健費の出産子育て応援事業の成果と課題をお願いします。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 出産子育て応援事業は、令和 5 年 1 月より開始しています。経済的支援と一体的な伴走型相談支援として、どの妊婦さんにも母子健康手帳交付時と妊娠 8 か月前後、赤ちゃん訪問の時期には面談やアンケートをして心身の状態を確認しております。その中で気になることがあったり、心配な状態である方を見つけて教室に誘ったり、個人的に面談や訪問などで支援を続けたりするといった形で伴走型の支援を行っております。また、一体的に実施している経済的支援につきましては、より早く妊婦さんにお届けできる方法として、本市では現金給付の形を取らせていただいております。本市の規模では、年間出生数に対し現在の体制で今のところ支援ができていと判断しておりますが、課題としましては、周囲に頼れる人がいなかったりまたは不安が強い妊婦さんを見落とすことなく発見し、支援していけるような体制づくりが不可欠ですので、研修等を通して適正な人材を育成していくことが課題であると考えます。

以上です。

○土屋委員長 相曾委員。

○相曾委員 まだ始まったばかりの事業だと思っておりますので、いろいろ課題あると思っておりますので、課題解決に向けて取り組んでいただけたらと思います。

終わります。

○土屋委員長 97 番、佐原委員。

○佐原委員 小児等予防接種事業費。

前年より 1,011 万 4,000 円増加している内容を見ると、子宮頸がんワクチン接種者数が前年より 500 人増加しています。積極的な勧奨をされなかった時期の方々への周知とか、その効果の表れかなと思うんですけどその辺の成果はいかがでしょうか。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 HPV ワクチンの定期接種者は、12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間の女子となっておりますが、令和 4 年度の対象者が 1,601 人おりました、そのうち延べ 368 回の接種がありました。接種勧奨されなかった時期の対象者は、平成 9 年度から平成 19 年度生まれの女子 2,766 人であり、令和 4 年度に延べ 428 回の接種がありました。また、定期接種期間を過ぎて令和 3 年度までに自費で任



意接種されていた方には接種費用の一部を償還払いしております、11名の申請がありました。対象者からのお問合せは多くあったものの、接種率は思っていたように伸びませんでした、これは接種勧奨を差し控えていた予防接種だったことが影響していると考えています。今年度からは、9価ワクチンの接種が始まりましたので、今以上に予防効果があることを加えて、接種勧奨と検診勧奨を併せて行っていきたいと考えております。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 よろしく申し上げます。

では99番、疾病対策費。

前年より2万円ほどの経費増で、健康教育相談事業の実績が大幅に増えています。費用対効果が向上していると思われませんが、相談員の人員配置など数字的な数は大きく増えたということで頑張られたんだなと思うところなんですけど、そこら辺はいかがでしょう。

○土屋委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 相談員は、保健師3名と管理栄養士が1名でございます。健康教育につきましては、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして十分な実施ができませんでしたが、令和4年度は予定した教室を実施でき、出前講座の依頼も増加したことで実績が増えていると考えております。また、健康相談につきましては、基本的には相談日を設けて実施しておりますが、随時の受付もしております。それから、必要な場合は訪問もしております。それから、コーちゃんフェスタで栄養相談を実施するなどしまして、相談しやすい環境づくりに努めた結果が相談回数の増加につながったと考えております。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 これは健診をやって、ちょっと平均、いろんな数値がボーダーラインを超えて受診したほうがいいですよという相談ではなくて、一般的な健康相談ということなんですね。

○土屋委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 健康教育の場合は、各教室等の実施ですので相談事業においては健診結果についての相談というのはありますけども、健康教育の場合は、各教室の実施ということをしたものでございます。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 要は、特定健診やった人たちが、国保から来た相談とちょっと私が混乱してたんですけども、そうじゃなくてお話を聞いてると、いろんなフェスタに行ってやったとか、何ていうかな、郵便物を出して相談に来てくださいなとやったのではなくて、本当に市民がおのずと相談に来たという件数が増えているということでもいいですか。

○土屋委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 議員おっしゃるとおりでございます。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 なかなか敷居が高いとか、市役所へ行くのは迷うとかいう声も聞きますけれども、そういう電話とかの相談もあるんですか。

○土屋委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 電話相談もございます。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 市民に開かれた、本当に市民が健康を維持していくために身近に気軽に相談できているという結果が見れて、とてもうれしかったのでお聞きしました。ありがとうございました。

○土屋委員長 100番、竹内委員。

○竹内委員 疾病対策費。

コーちゃん健康マイレージに参加者が増えた要因と、今後の取組を伺います。

○土屋委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 参加者が増えた要因として4つ考えられます。1つめはLINEの活用です。スマートフォンでポイントをためて応募できるようになりましたので、従来の紙のポイントカードもございますが、LINEのほうのスマートフォンのほうでポイントためられますので、紙のポイントカードを持つ必要がなくなりまして、応募箱への投函もいなくなりました。それから2つめとして、景品の工夫があります。若い年代層の参加を促すために、湖西市内で人気のあるレストランの食事券1万円分ですとか、イチゴ狩りペアチケットなど従来とは違う景品のほうを導入しました。それから3つめとして、啓発の強化があります。健康づくりに関わる団体の方に参加していただきまして、その団体の活動の中で皆さんに周知をしていただきました。4つめは、地域での活用があります。高齢者の見守り等地域での活動を行っている方々に周知をしていただきました。今後も、このような周知に努めるのはもちろんでございますが、景品の工夫ですとかポイントが加算される指定事業を増やすなどして、幅広い年代の方に参加していただけるよう取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 このコーちゃんマイレージに参加するに、何か目標を立てるんですよね。そのチャレンジ目標というのは、どんなものがやっぱり多いですか。

○土屋委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 参加される方はそれぞれなものですから、例えば食事に関することですか運動に関することですか様々な目標を立ててございますので、ちょっと今特別何がという資料はございませんが、参加される方それぞれの目標を立てていただいた上でのポイントをためるという形になります。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 決算だから、そのぐらいは集計しておいてほしいなと思います。

それと、多分女性の方のそういう参加というか応募が多いと思うんですけど、女性と男性ではどのぐらいの割合になります。

○土屋委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 令和4年度でいいますと、男性が151人で女性が474人、全体で625人になります。

以上でございます。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 結構これいいですよというふうに報告していただいているんですけども、実際は実人数は、この令和4年度でも625人しかチャレンジしてくれてないんですよ。多分、きっと健康になるためにこのマイレージは使っていないけれども、いろいろウォーキングとかいろんなものにトライしてる人たちはたくさんいるんですけど、やっぱりどうせ、何だっけこういうお楽しみの景品をつけるんだったら、たくさんの人にやっぱり参加してもらったほうがいいんじゃないかなと私は思うんです。ですので、やっぱそのところをこの人数を増やすためにはどうしたらいいかということにチャレンジしていただいて、もう一つ、4ついろいろ増やすためにやりましたよと言って、地域での活用といってもその地域の団体の人たちが、やっぱりコーちゃんマイレージの取組に本当に取り組んでくれれば、もっと何ていうかな、この数値というのは上がってくると思うんですよ。だからそのところを研究していただかないと、いつも同じ人が「私、今回も当たっちゃったよ。」ってよく聞くんですよ。ですので、やっぱり

そのところを市民の人にもっと知ってもらって、たくさんの人に喜んでもらうというような工夫をしてもらいたいなと思います。

終わります。

○土屋委員長 102番、佐原委員。

○佐原委員 疾病対策費、こころの健康づくり事業の7万円減額の理由をお願いします。

○土屋委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 こころの健康づくり事業の中で、新居高校と湖西高校の3年生へこころの健康講話を実施しております。で、この講話に使用するものとして、令和3年度はメンタルヘルスのハンドブック等を購入して講話をしましたが、令和4年度は厚生労働省のウェブサイトにある資料を使用しましたため、事業費が減額となっております。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございます。高校生にも行ってしているということが分かりまして、ありがとうございます。

○土屋委員長 103番、竹内委員。

○竹内委員 火葬場管理運営費ですね。

事務事業評価では、効率性C「市営火葬場の新居斎場への速やかな統合が求められる」というふうになっていましたけれども、課題は何でしょうか。

○土屋委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、市営の火葬場、まあ入出の火葬場ですけども、こちらの火葬業務については令和4年度で89件、全体の13.7%であります。それに対して、事業委託料につきましては1,240万8,000円ということがかかっています。この施設についても、設置管理されてからかなりの経過年数経っていて老朽化も進んでいますし、公共施設の再配置計画から新居斎場への統合の方針が既に決まっているところであります。今後、火葬場への統合に当たりますのは、統合後の新居斎場の安心・安定的な稼働を目的とした修繕等の実施や、新居斎場周辺の道路が道幅が狭く見通しの悪い箇所もありますので、利用される皆様や地域の皆様の安全を確保するため、令和4年度より新たな道路整備に着手したところであります。まずは、この道路整備を着実に進めることと考えております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 この件については、随分前から分かったことで、もう再配置計画の中にもしっかりと計画が入れられていたことだし、何か進み具合が思うようにいかなかった要因って何だったんでしょうか。

○土屋委員長 環境課長。

○牧野環境課長 実は令和4年、5年の2か年でというか、元々は令和その前の3年から始める予定でいて、令和2年度に用地買収した土地を買い戻すという形があったんですけども、その間にコロナの対策があって、できるだけこういった事業費を少しでも抑えるということがあって1年先送りになったという経過もございます。そういったところが事業がちょっと遅れているという感じの要因かなというふうに判断しております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 タイミングが悪かったと言えば全部それで終わっちゃうような気もするんですけどね。計画立ててあるんだったら、計画のとおりというか、進められるようにやっぱ努力していただくというのも大事な事かなと思

います。本当にこれから財政難にもなってくると思うので、やはり速やかに統合できるものは統合していったほうがいいのかと思いますので、しっかりと計画どおりに進めていただきたいと思います。

終わります。

○土屋委員長 104 番、神谷委員。

○神谷委員 104 番、同じく火葬場管理運営費です。

質疑通告しました令和4年度中に統合に向けて検討はされたかということに関しましては、ただいまの答弁でおおむね納得しましたので結構です。

市営火葬場業務委託の内容点検のほうについての御答弁をお願いいたします。

○土屋委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

市営の火葬場の火葬業務委託につきましては、受託事業者から毎月の初めに前月分の実施状況を取りまとめた業務報告を受けて確認をいたしております。火葬業務につきましては、友引と1月1日を除く全ての日において御遺体の火葬ですとか、あと動物の火葬も受け付けて実際に火葬を行っております。そのため、最低人員の体制で契約しておいて、現在は2人の体制で行っているところでございます。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 先月分の業務報告を今月の初めに受け取っているということですが、現場確認等はあまり行わないんですかね。

○土屋委員長 環境課長。

○牧野環境課長 実際、先ほどもちょっとお話させていただきように動物火葬もやっております、市内の道路上で発生した動物の遺体等はうちの職員が業務時間中は拾いに行き、入出の火葬場等へも運んでおりますので、そういった中で火葬業務の皆さんの仕事の状況は確認をさせていただいているという状況にあります。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 105 番、竹内委員。

○竹内委員 合併処理浄化槽補助事業費。

合併処理浄化槽設置補助の成果と課題を伺います。

○土屋委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 お答えいたします。

浄化槽設置補助金は、建物の新築時の設置に対する新設補助と、既設住宅のくみ取り便槽や単独浄化槽を合併浄化槽へ転換する転換補助の2種類がございます。令和4年度の交付実績は、新設補助が62件、転換補助が14件となっております。

下水道区域外において、生活排水による水質汚濁防止に成果がある事業でございますが、新築時の合併処理浄化槽の設置は義務づけがされておりますので、補助の必要性が課題となっております。一方、既存住宅には転換の義務がないことから、合併浄化槽の普及が進まず、水質汚濁防止の成果が上がらないため、転換補助の拡充に重点を検討を進めているところでございます。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。しっかりとやっぱりそのところはすみ分けして、補助を出さなければならぬところ

にやっぱり倍でもいいので出してもらって、どんどん進めていくというほうが私は効率的でいいなと思います。  
分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 106番、加藤委員。

○加藤委員 廃棄物対策費ですけれども、草等資源化処理手数料2,283万5,000円が新規に発生し、指定ごみ袋作成費が1,604万7,000円増加している理由。この草等の処理量は、その他から移動してされたということで分かりましたので、ごみ袋のほうだけ回答をお願いします。

○土屋委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 お答えいたします。

指定ごみ袋の作成につきましては、令和3年度に比べ作成単価が上昇していること、また、作成数を増やして発注していることから、年度当初の契約時点で641万1,000円増加しております。また、原油価格の高騰に伴う作成単価の上昇が予測されたため、単価が上昇する前に963万6,000円分を追加発注したものであります。

以上です。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤委員 ちなみに、この1,600万円というと何枚ぐらいになるんですか。

○土屋委員長 廃棄物対策課長。

○石田廃棄物対策課長 すみません、ちょっと計算を。30リットルのタイプでちょっと説明をさせていただきたいと思います。30リットルの燃やせるごみのタイプでいきますと、43万1,000パック。10枚入りになっていますので、パック数でいきますと43万1,000パックとなります。

以上です。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤委員 了解しました。

○土屋委員長 107番、加藤委員。

○加藤委員 環境対策関係経費ですけれども、養豚事業所臭気測定調査業務の測定結果と前年との比較を伺います。

○土屋委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

先に、令和3年度のどういうことやったかということをお話させていただきながら、令和4年度説明させていただきます。

令和3年度につきましては、堆肥施設の攪拌作業と臭気の関係を確認するための調査を各事業所の敷地境界で攪拌作業の前後で行いました。結果としまして、攪拌作業に関係なく臭気指数が高かったり、密閉型の堆肥施設を持つ事業所でも高い結果であったことから、令和4年度につきましては事業所内に立ち会わせていただきまして、各施設、豚舎ですとか堆肥舎、水処理施設そういった周辺で、施設の周辺の臭気の状態を確認することとし、市内の8事業所、10の養豚事業所の臭気の実態を把握するための調査を実施いたしました。豚舎や堆肥化施設、水処理施設などそれぞれの施設の周辺の78か所で臭気測定をさせていただきました。結果といたしましては、養豚事業所内のいずれの場所でも高い値が確認されました。測定結果につきましては、各事業者の皆様へ報告するとともに、静岡県中小家畜研究センターにアドバイザーとして参加をいただきながら個別の面談も行いました。事業者の皆様からは、対策の必要性は理解するものの既にいろいろな対策を実施していること、飼料代や光熱費の高騰などなかなか手をつけることが難しいような意見もございます。ただ、臭気対策に限定されない生産性の向上につながるような新たな取組が必要だというような意見も伺っております。

静岡県の中小家畜研究センターからは、いわゆる臭いの分類でいきますと尿の匂い、尿臭については特にアンモニアが成分になるかと思うんですけれども、アンモニアは空気よりも軽いため市街地への影響は考えにくいことから、

まず排出される糞の量が多い豚舎の対策を優先してはとアドバイスをいただいたところでございます。

以上です。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤委員 経緯はいろいろ報告されたとおりだと思いますけども、半年ぐらい前ですか。センサーで検知して消臭剤をまくというようなこともやられてると思うので、そういう成果を早く実を結ぶようにお願いしたいと思うんですけど。

以上でいいです。

○土屋委員長 108番、二橋議員。

○二橋委員 同じ項目なんですけども、内容的にはちょっと分かりましたけども、その内容の結果についてやはり何か対策としてのヒントって、成果のあるものありましたかね。どうですか。

○土屋委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

先ほどもちょっとお話をさせていただいたとおり、今回静岡県の中小家畜研究センターの皆さんのアドバイスもいただきまして、まずは糞の量の多い肉豚舎の臭気対策を推薦的に取り組むべきではないかという御意見もいただきました。そういったこともありまして、現在産業振興課のほうで、市内の自動車メーカーさんとキャノンジャパンさんですか、そういった方との実証実験も市内の事業所で実施しております。その辺の効果が減少されて有効に活用できるのであれば、それが横展開されていて広まっていけばいいかなというふうに考えております。

以上です。

○土屋委員長 二橋委員。

○二橋委員 分かりました。ありがとうございました。

○土屋委員長 109番、神谷委員。

○神谷委員 同じところですか。同じところで通告しました括弧5の調査結果というところは、ただいまの答弁で承知いたしました。

環境保全調査事業における括弧4の答弁と、あとは職員モニターの報告状況をお伺いします。

○土屋委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

括弧4番の臭気測定につきましては、市民の皆様から通報を受けた際に、臭気の発生源が特定されて発生場所での対策を求める場合に実施するものでございます。令和4年度につきましては、5回の測定を実施いたしております。そのうち1回は鷺津地区の飲食店が起因するもので、結果としましては、臭気指数の基準値15以内でした。残りの4件につきましては、隣接する豊橋市の養豚事業所が起因するもので、基準値以下が2回と基準値を超えたものが2回という結果でした。苦情が寄せられた際には、その都度豊橋市のほうに報告をいたしまして、臭気の測定を実施した際にはその結果も併せて報告しております。該当する養豚事業所へは、豊橋市のほうが確認をお願いしているところであります。

さらに、職員のモニターからの報告につきましては、令和4年度につきましては13件の報告を受けております。地区的には鷺津地区と岡崎中学校区という内容です。過去からの例でいきますと、職員のモニターのこういった報告件数はだんだんと少なくなっているのが実情であります。

以上です。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。臭気測定で市内5か所というのは、5か所のところから臭いますよという通報が担当課に入った、そういうまずは解釈でよろしいですか。

○土屋委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

5回あるわけですが、実際には1か所は鷺津、残りの4か所は同じ地区の該当するものは同じところということで、実際件数としては2件、2案件という感じになってるかなと思います。

○土屋委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、ずいぶん市民のほうからこういう臭気に対しての通報というのは減ってきていますよね。そういう解釈でよろしいですか。

○土屋委員長 環境課長。

○牧野環境課長 市民の皆様にもモニターとして鷺津ですとか、新居の内山ですとか岡崎小学校区の南台ですとかいろいろの方に今現在も市民モニターという形でお願いはしています。そちらのほうの報告は、日々毎日臭気の状態を測っていただいて感じていただいて、それを報告していただいているんですけども、そちらのほうの件数についてはあまり大きな変化はございません。ただ、直接お電話かけてこられる方は大体もう相手方が見えているような形のところが多いというところで、新たに連絡いただける方については新しく引っ越されてきた方とか、新しく市内に居住された方からの通報は何件か受けている状況もあります。

以上です。

○土屋委員長 はい。神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 それじゃあ110番、竹内委員。

○竹内委員 環境対策関係経費。

廃油回収業のところですか。回収業務の委託料69万7,000円の費用対効果を伺います。

○土屋委員長 環境課長。

○牧野環境課長 お答えいたします。

廃食用油の回収につきましては、御家庭で使用されている食用油、食用の油ですが、これを回収することで川など公共水域への水質保全と再利用による環境意識の向上を図るためのものがございます。回収業務委託のこの費用につきましては、新居地区のゴミステーション86か所で毎月20日に回収をしておりますので、その回収容器の設置や出された廃油の一時保管場所までの運搬などについて、シルバー人材センターの皆様随意契約した経費で69万6,760円となっております。湖西地区におきましては、市役所など7か所の公共施設に回収拠点を決めておまして、そこに容器を常時設置して回収しておりますので費用がかかっておりません。令和4年度の回収量につきましては、湖西地区と新居の地域センター、こちらが常設されているんですけども、その回収拠点での回収量が810リットル、新居地区のゴミステーションで回収した分が3,135リットル、合計で3,945リットルとなっております。回収したこの廃油につきましては、再利用業者に売却をさせていただいております。令和4年度は6万830円、6万830円でした。

費用対効果との御質問ですが、この説明のとおり、回収の経費に対し売却の収入は10分の1以下ということで、費用面のみで判断すればかなり低くなりますけども、水質の保全ですとか再利用など環境意識の形成という意味では、効果があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりましたけど、でも年々減ってるんですよ。この廃油の回収の量が。皆さんに啓発ってどうなんでしょうか。

○土屋委員長 環境課長。

○**牧野環境課長** お答えいたします。

廃油の回収につきましては、ごみカレンダーですとかそういったふれあいガイド等で出させていただいてますけども、やはり今、皆様の生活のライフスタイルが変わっているとか、昔は油も大量の油で揚げていたというところがあったり、今現在はできるだけ薄くしてできるだけ少ない量を使うとか、あとは家自体でも揚げ物はやらないよという御家庭も出てきているということもあると思いますし、少量の油であれば逆に新聞紙に吸い取らせたりぼろ布に吸い取らせたりして燃えるごみの日に出されているということもありますので、ちょっとなかなかその辺の皆様のご生活スタイルとかそういったところの関係を変えていくのはなかなか難しいと思いますので、引き続きそういった形で啓発はしていきますけども、その辺については少なくなったことについては悪いことではないかなというふうに判断しておりますので、回収の業務につきましては引き続き継続していきたいと思っておりますし、できるだけ効率のよい形で費用をかけないような形での検討も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**土屋委員長** 竹内委員。

○**竹内委員** 今後もこの回収方法、統一されてませんよね。新居地区と湖西地区で。この回収方法でされていくという理解でよろしいですか。

○**土屋委員長** 環境課長。

○**牧野環境課長** お答えいたします。

この回収方法の違いにつきましては、新居地区につきましては、湖西市が合併する以前、湖西と合併する以前からの回収が進んでおりまして、湖西地区は合併した後平成23年度からスタートしたというところもあります。そういった中で、どちらの方法に統一していくのかということ是非常に考える必要があるのかなというふうに思っております。湖西市のように公共施設に回収拠点を設けますと、今まで新居の地区の皆さんは身近なところへ月1回でしたけども出せたものが、今度はそういった拠点まで運ばなければいけないという考え方もありますし、逆に新居の方式を湖西に取り入れますと、かなりの量が、かなりの拠点が今度増えてそれに対してまた設置と回収という費用も出てくるということがありますので、その辺につきましてはもう少し研究させていただいて、どのような方法がいいのかというのは決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**土屋委員長** 竹内委員。

○**竹内委員** 分かりました。ちょっと見守っていききたいなと思っておりますね。

いいです。終わります。

○**土屋委員長** 4款衛生費について、通告された質疑は終わりました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

竹内委員。

○**竹内委員** ごめんなさいね。96番のところで、母子保健費のところなんですけど、主要施策が87ページ。出産子育て応援事業の説明の中で、伴走型支援をしていたというふうに御答弁いただいたと思うんですけども、この伴走型支援の何件ぐらいがあって、どんな支援だったかというのを伺ってよろしいですか。

○**土屋委員長** こども未来課長。

○**野原こども未来課長** 令和4年度の伴走型相談支援の実績ですけれども、令和5年1月4日からの数字になりますが、母子健康手帳の交付時の面談は88人、乳児訪問のときの面談が76人となっていて、妊娠8か月のアンケートはこのときは21人に実施しました。

以上です。

○**土屋委員長** 竹内委員。



○竹内委員 分かりました。

それで、どんな内容のやっぱり相談が多かったのか、そこを伺いたいと思うんです。

○土屋委員長 こども未来課長。

○野原こども未来課長 ちょっとまとめるのが難しいんですけども、やっぱり出産が初めての方が多いものですか、出産全般に対して妊婦のときには生まれてからのことがすごく不安だということとか、生まれてすぐの赤ちゃん訪問のときにも育児のことについて細かいことで不安なことを保健師と相談したようです。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございます。今はいいですよ。いろいろ相談いっぱいできて。私の時代にも欲しかったです。

○土屋委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 先ほど、竹内委員からコーちゃん健康マイレージの目標のことにつきまして御質問されましたことに回答させていただきます。

目標ですが、3つ大きく分けてあります。社会活動、運動、栄養。この3つの中から立てようということですが、一番多いのが運動で2,229。次に、栄養に関する目標で1,750。最後に社会活動に関する目標で444という結果になってございます。

以上です。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございます。

○土屋委員長 ほかに質疑ありませんか。山本委員。

○山本委員 すみません。90番でもう一度確認させていただきたいんですが、医療補正具購入費は年齢制限なしと伺ったように思うんですが、これ若年がん患者でもお間違いないですか。

○土屋委員長 健康増進課長。

○小野田健康増進課長 若年患者等ということですので、全てこれも含まれるということで解釈しております。

以上です。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 承知しました。失礼しました。

○土屋委員長 ほかにございませんか。

以上で、4款衛生費の質疑を終わります。

本日はここまでにとどめ、散会といたしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者〕

○土屋委員長 次回の委員会は、明日9月22日午前9時半から開催いたします。

以上で、本日の委員会を散会いたします。

お疲れ様でした。

〔午後3時10分 散会〕